

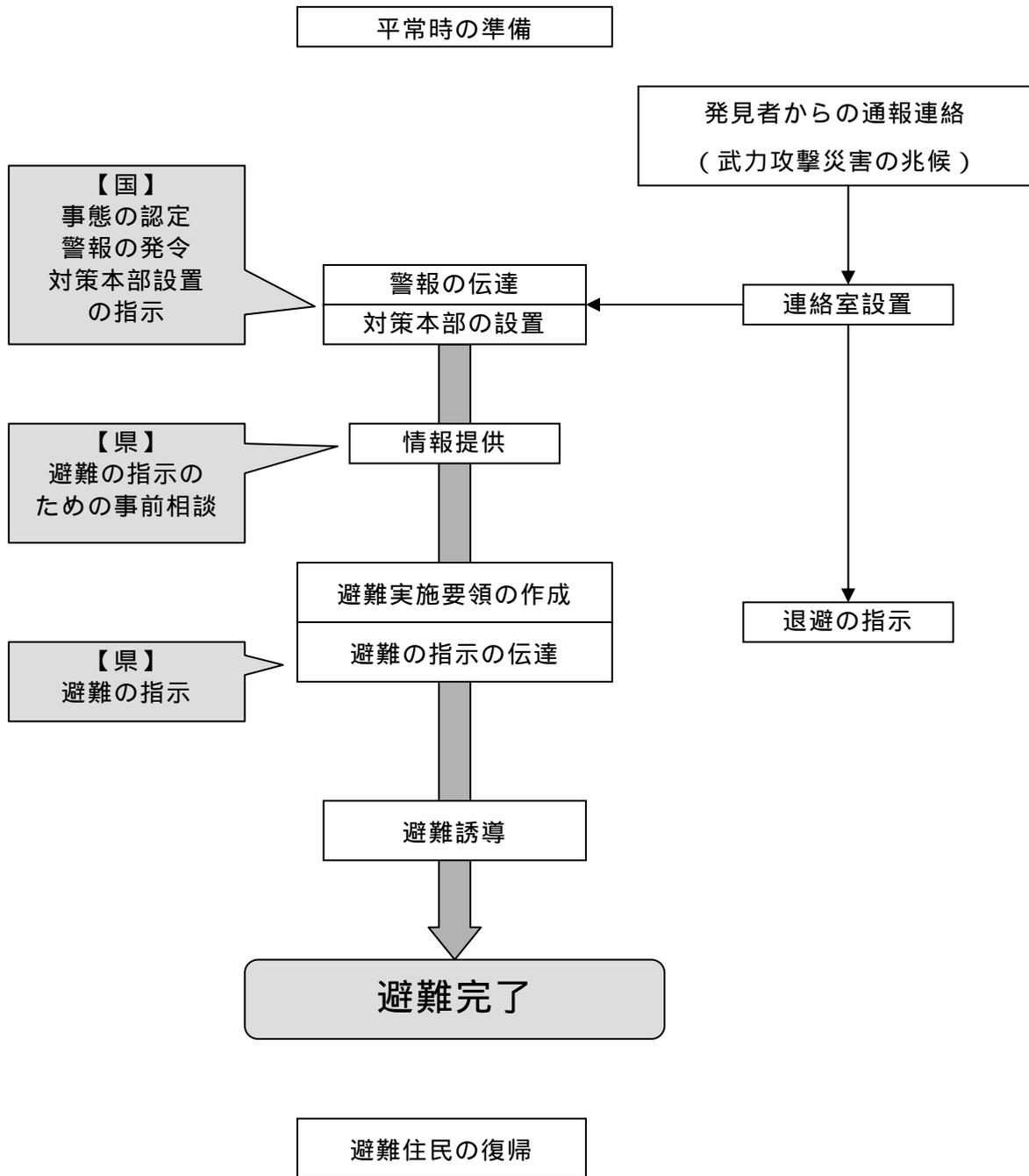
南越前町国民保護計画

避難マニュアル

平成19年3月

福井県南越前町

南越前町の業務(避難関連)



目 次

第 1	平常時の準備	1
	避難のため必要となる情報の収集	1
	消防団・自主防災組織等との連携	1
	災害時要援護者の避難の支援体制	2
	住民が緊急時にとるべき行動の周知	3
第 2	発見者からの通報	4
	発見者からの通報への対応	4
	南越前町長への伝達	5
第 3	南越前町国民保護対策連絡室	6
	南越前町国民保護対策連絡室の設置	6
	職員への伝達・参集	7
	南越前町国民保護対策連絡室設置等の連絡	8
	退避の指示	8
第 4	南越前町国民保護対策本部	11
	南越前町国民保護対策本部の設置	11
	職員への伝達・参集	14
	県国民保護対策本部会議への出席および県の連絡員の受け入れ	14
	南越前町国民保護対策本部設置の連絡	14
第 5	警報等の伝達	16
	警報の伝達	16
	避難の指示の伝達	17
	緊急通報の伝達	21
第 6	避難誘導	22
	避難実施要領の作成および通知	22
	避難実施要領のパターン	26
	避難住民の受け入れ	32
	避難住民の復帰	32
	(別表) 住民への情報伝達手段の特性一覧	33
	< 様式 1 通報記録報告書 >	34
	< 様式 2 国民保護対策連絡室設置報告書 >	35
	< 様式 2 - 1 国民保護対策連絡室会議報告書 >	36
	< 様式 3 国民保護対策本部設置報告書 >	37
	< 様式 3 - 1 国民保護対策本部会議報告書 >	38
	南越前町国民保護対策本部の編成及び事務分掌	39
	今庄地区及び河野地区国民保護現地災害対策本部の編成及び事務分掌	43
	各地区の人口・世帯数	45
	避難施設一覧	47

第 1 平常時の準備

避難のため必要となる情報の収集

避難実施要領の作成に備え、次の情報を収集、把握します。

避難地区の名称、位置

避難地区について

避難地区とは、あらかじめ南越前町において定める避難の単位となる区域で、南越前町内行政区などを基準に定めておく。

避難の指示等では、その名称を使用して指示するので、住民が自らの居住地が該当するかどうかをすぐに認知できる単位となるよう留意する。

避難地区ごとの人口、世帯数

避難地区ごとの災害時要援護者の人数、居住場所、避難誘導の責任者、避難誘導時に必要とする支援の内容

避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無、および収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等

南越前町所有の車両等の台数およびそれぞれの定員

南越前町所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数およびそれぞれの車椅子の収容可能数

避難の際に、災害時要援護者の避難に使用できる自家用車または当該地域の事業所等の車両の台数、それぞれの定員、所有者、運転者および輸送対象者
事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所およびその従業員数

消防団・自主防災組織等との連携

避難誘導を的確かつ迅速に行うためには、消防団、自主防災組織等との連携が重要である。

日頃から、避難誘導を行うために協力を依頼することについて十分協議し、その際の情報伝達体制を整備する必要がある。

(1) 協力が求められる事項の例

集落内の住民への情報伝達（災害時要援護者およびその支援者への伝達）

集落内の住民ができるだけ集団で移動できるような避難誘導の補助

避難所での避難者の把握の補助

南越前町担当者との連絡調整

(2) 消防団、防犯隊、自主防災組織等への情報伝達方法

代表者へ、電話・FAXその他の伝達手段により、避難の指示、避難実施要領等の情報を伝達する。

代表者と連絡が取れない場合に備え、別の連絡窓口を確保しておく。

災害時要援護者の避難の支援体制

特に災害時要援護者の避難については、次の点について特別な配慮が必要である。

(1) 情報が伝わるか

(2) 自力で避難ができるか

支援を必要とする内容が(1)または(2)のみ、あるいは(1)と(2)の両方ともであるのか、事前に把握しておく必要がある。

情報伝達の支援

目が不自由な場合は、音声による伝達、耳が不自由な場合は、画像やペーパーによる伝達が必要である。

しかし、音声による伝達は、必要な情報を取り出すことが難しく、画像等による伝達は、情報が発信されていることを把握することが難しいという問題点がある。

また、外国人向けに、複数の言語による情報伝達を行うなどの配慮が必要であるが、すべての言語に対応することは困難である。

これらの伝達を補完するために、福祉関係者や消防団等で日頃から災害時要援護者とのつながりがある者の支援が望まれる。

避難の支援

自力で移動できない方については、車両等による支援が必要である。

南越前町の公用車を使用

県に対して、県所有の公用車の応援を要請

県に対して、バス協会に車両を手配するよう要請

自家用車や地域の事業者の車両を使用

あらかじめ所有者等の了解を得て、避難時に災害時要援護者の輸送に使用できる車両を確保する。

これらの車両について、車種、避難誘導の際の運転者、輸送する災害時要援護者について把握しておく。

住民が緊急時にとるべき行動の周知

住民が緊急時にとるべき行動について、あらかじめ住民に周知し、迅速に行動が取れるようにする。

1 警報が発令された場合の行動

- ・テレビやラジオなどを通じて情報収集に努めること

2 武力攻撃やテロが発生した地域で直ちにとるべき行動

[屋内にいる場合]

- ・ドアや窓を閉めること
- ・ガス、水道、換気扇を止めること
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れること

[屋外にいる場合]

- ・近隣の堅ろうな建物に避難すること
- ・自家用車を運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を停めること

3 避難の指示が出された場合の行動

- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参すること
- ・冬季の際は、防寒具を持参すること
- ・パスポートや運転免許証など身分を証明できるものを携行すること
- ・家の戸じまりをすること

(巻末)「武力攻撃やテロなどから身を守るため」 参照

第 2 発見者からの通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく通報する。
*本計画 5 2 ページを参照

発見者からの通報への対応

武力攻撃もしくは不審船の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報について、

(1) 警察本部または海上保安庁から連絡があった場合、

原則として F A X で受信するが、F A X が使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡がある。

受信内容について、次の点を確認します。不明な点があれば、電話により分かる範囲内で確認する。

- ・いつ(日時)
- ・どこで(場所)
- ・何が(事態の内容、規模)
- ・どのようにして(発生の経緯)

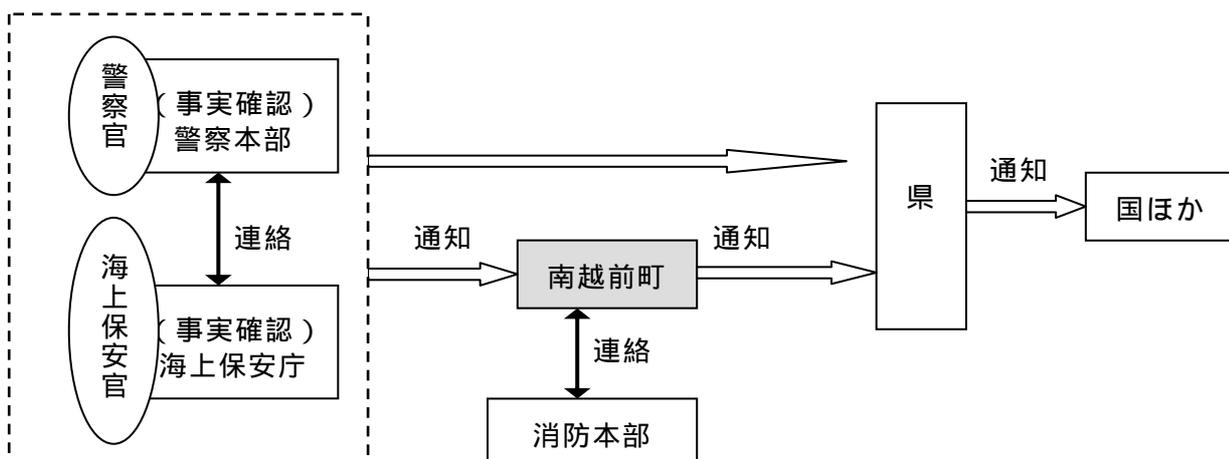
送信者の部署名、氏名を記録し、F A X で受信した文書、または電話で聴き取りした記録は保存しておく。

県に F A X で連絡する。<様式 1 通報記録報告書>

〔窓口〕福井県安全環境部危機対策・防災課

F A X : 0 7 7 6 - 2 2 - 7 6 1 7

[フロー図]



(2) 南越前町に直接連絡があった場合、

通報内容について、次の点を確認し、不明な点があれば、電話により分かる範囲内で確認する。

- ・いつ(日時)
- ・どこで(場所)
- ・何が(事態の内容、規模)
- ・どのようにして(発生の経緯)
- ・通報者の氏名、連絡先

電話で聴き取りした記録は保存しておくこと。

発生場所に依じて、県警察本部または海上保安庁にFAXで通知する。

武力攻撃または武力攻撃災害の兆候と判断された情報について、県警察本部または海上保安庁から連絡がある。

原則としてFAXで受信するが、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話により連絡がある。

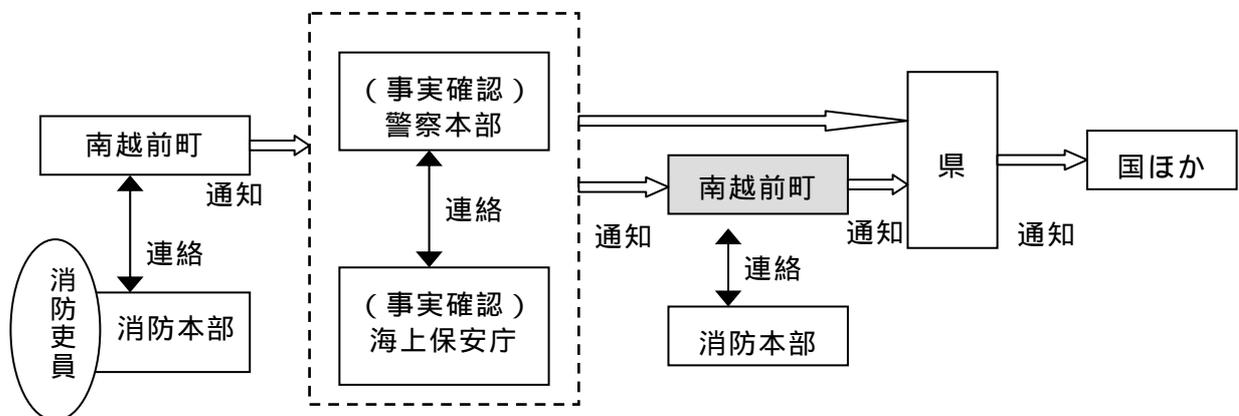
送信者の部署名、氏名を記録し、FAXで受信した文書、または電話で聴き取りした記録は保存しておくこと。

県にFAXで連絡する。 <様式1 通報記録報告書>

〔窓口〕福井県安全環境部危機対策・防災課

FAX : 0776 - 22 - 7617

[フロー図]



南越前町長への伝達

警察本部または海上保安庁から連絡を受けた場合は、直ちに定められた伝達システムにより、南越前町長に伝達する。

勤務時間内の場合は、内線電話及び庁舎内放送を利用

勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急連絡網(自宅電話、携帯電話)により、伝達

第3 南越前町国民保護対策連絡室

南越前町国民保護対策連絡室の設置

武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階でも、武力攻撃事態等の兆候に関する情報を受けた場合など、南越前町長が必要であると認めるときは、南越前町国民保護対策連絡室を設置する。

設置場所 南越前町役場総務課

(上記設置場所に設置できない場合は役場別館又は各総合事務所に設置する。)

連絡室設置時における実施事項(例)

(連絡室の設営)

- ・看板、机、イス配置
- ・電源の確認(発電機・燃料等)
- ・電話、FAX、パソコン、プリンタ等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備
- ・白板・テレビ設置

(会議等の運営)

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒等の準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

南越前町国民保護対策連絡室の体制

室長	助役
室次長	教育長
室員	総務課長、総合事務所長、企画財政課長、町民税務課長 保健福祉課長、農林水産課長、商工観光課長、建設整備課長 会計課長、議会事務局長、教育委員会事務局長 社会福祉協議会事務局長
事務局員	事務局長(総務課長) 総務課員、総合事務所消防・防災関係職員 関係課・事務局職員

職員への伝達・参集

- 1 南越前町国民保護対策連絡室の設置を決定した場合は、直ちに定められた伝達システムにより、関係職員に伝達する。

〔伝達方法〕

勤務時間内の場合は、内線電話及び庁舎内放送を利用して伝達

勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急連絡網（自宅電話、携帯電話）により、伝達

- 2 南越前町国民保護対策連絡室設置の伝達を受けた室員および事務局職員は、直ちに役場総務課に参集する。

総務課長は、課員全員を招集する。課員は、総合事務所長、関係各課(局)長に連絡をする。

総合事務所長、関係各課(局)長は、あらかじめ定める参集すべき職員を招集する。

町連絡室設置前であっても、警報の発令を覚知した場合は直ちに参集する。

南越前町国民保護対策連絡室設置等の連絡

1 南越前町国民保護対策連絡室を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。

連絡手段は、原則としてFAXとし、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。＜様式2 国民保護対策連絡室設置報告書＞

連絡室設置の連絡内容

- ・ 設置場所
- ・ 設置日時（設置を決定した時間）
- ・ 連絡室の電話番号、FAX番号
- ・ 連絡室設置の理由

連絡先

連絡窓口	F A X	T E L（通常） （夜間、休日連絡先）
県	0776-22-7617	0776-20-0742 同 上
南越消防組合南消防署	0778-45-0315	0778-45-0119 同 上
越前警察署	0778-23-1111	0778-24-0110 同 上
敦賀海上保安部警備救護課	0770-22-0214	0770-22-0191 同 上
越前市	0778-24-3307	0778-22-3000 同 上
敦賀市	0770-22-6220	0770-21-1111 同 上
越前町	0778-34-1236	0778-34-1234 同 上
武生土木事務所	0778-23-5494	0778-23-4545 同 上
南越農林総合事務所	0778-23-6875	0778-23-4545 同 上
丹南健康福祉センター	0778-51-7804	0778-51-0034 同 上

2 連絡室会議における協議・報告事項について、南越前町長に報告するとともに、連絡室設置時と同様の機関に通知する。

連絡手段は、原則としてFAXとし、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。＜様式2-1 国民保護対策連絡室会議報告書＞

連絡室会議における協議・報告事項

- ・ 武力攻撃事態等のおそれのある状況およびその対応状況
- ・ 庁内関係課(局)相互の調整事項
- ・ 関係機関との連携推進に関する事項
- ・ 国、県および他の関係機関に対する要請に関する事項
- ・ その他情報の収集連絡等に関する事項

退避の指示

南越前町長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに退避の指示を行う。

* 本計画 69 ページの「退避について」を参照。

- 1 退避の指示にあたっては、次の事項を示し、地域防災行政無線や広報車等により、要退避地域の住民に速やかに伝達する。退避の必要がなくなったときにも、同様の手段により住民にその旨を公表する。

要退避地域

退避先（退避先を指示する場合に限る。）

〔退避の指示（例）〕

- ・「南越前町鯖波」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「南越前町脇本」地区の住民については、脇本地区の南条保健センターへ退避すること。

- 2 退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

次のような場合に「屋内への退避」を行うことが考えられる。

NBC 攻撃 と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

（NBC 攻撃 核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。）

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

- 3 要退避地域について、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立入りを禁止する。

警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

警戒区域の設定、設定の変更、解除のときは、地域防災行政無線や広報車等により、住民に広報、周知する。

警戒区域内には、必要と認める場所に職員を派遣し、車両、住民が立入らないようにする。

- 4 退避の指示および警戒区域の設定の内容を、次に掲げる機関に F A X により通知する。F A X が使用できない場合で、緊急な場合は、電話で連絡する。

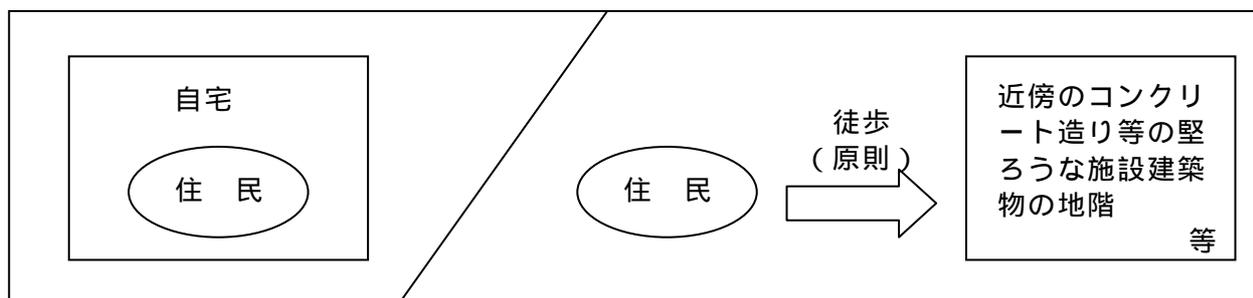
* 本計画 88 ページ・89 ページを参照。

連絡先

連絡窓口	F A X	T E L (通常) (夜間、休日連絡先)
県対策本部	0776-22-7617	0776-20-0742
		同 上
南越消防組合南消防署	0778-45-0315	0778-45-0119
		同 上
越前警察署	0778-23-1111	0778-24-0110
		同 上
敦賀海上保安部警備救護課	0770-22-0214	0770-22-0191
		同 上
越前市	0778-24-3307	0778-22-3000
		同 上
敦賀市	0770-22-6220	0770-21-1111
		同 上
越前町	0778-34-1236	0778-34-1234
		同 上
武生土木事務所	0778-23-5494	0778-23-4545
		同 上
南越農林総合事務所	0778-23-6875	0778-23-4545
		同 上
丹南健康福祉センター	0778-51-7804	0778-51-0034
		同 上

5 避難場所までの移動は、徒歩を原則とし、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に退避させる。

その後、事態の推移、被害の状況等により、他の安全な地域に避難させる。



第 4 南越前町国民保護対策本部

南越前町国民保護対策本部の設置

- 1 内閣総理大臣から対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けたとき、直ちに、南越前町国民保護対策本部を設置する。

設置場所 役場別館 2 階第 1 会議室

(上記設置場所に設置できない場合は各総合事務所又は出先機関の中から指定した施設に設置する)

南越前町国民保護対策連絡室を設置している場合は、南越前町国民保護対策本部に移行する。

対策本部設置時における実施事項 (例)

(対策本部の設営)

- ・ 看板、机、イス配置
- ・ 電源の確認 (発電機・燃料等)
- ・ 電話、FAX、パソコン、プリンタ等配置
- ・ 電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・ 文具類の準備
- ・ 白板・テレビ設置

(会議等の運営)

- ・ 出席者への会議開催通知
- ・ 出席者ネームプレート等の準備
- ・ 音響・映像装置等の起動
- ・ マイク、指示棒等の準備
- ・ 会議資料作成
- ・ 配布資料のコピー、配置
- ・ 会議内容の記録

- 2 南越前町長は、上記の指定を受けていない場合に、内閣総理大臣に対し、南越前町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請することができる。要請は、知事を経由して行う。

- 3 南越前町長は、必要に応じて現地対策本部を設置する。

設置(予定)場所 各総合事務所又は出先機関の中から指定した施設に設置する。
現地対策本部長は、本部員、その他の職員の中から南越前町長が任命する。

- 4 南越前町長は武力攻撃災害が発生した場合に、その被害の軽減および現地において措置に当たる要員の安全確保や、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。また、関係機関により現地調整所を設置する場合は、職員を派遣する。

〔現地調整所の性格について〕

1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

(例：避難誘導の実施に関し、関係機関による連携した活動を行うために設置)

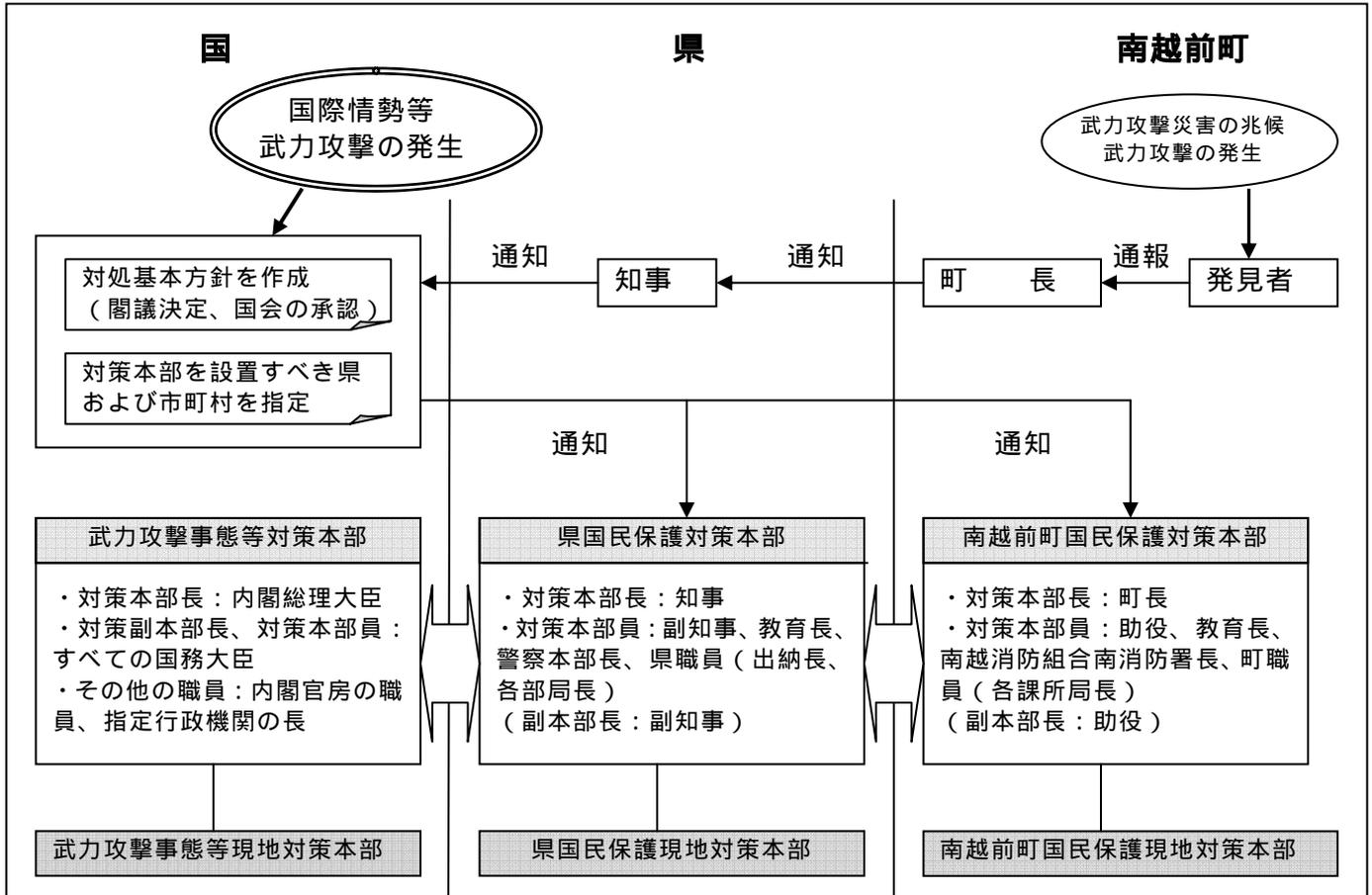
2 現地調整所は、事態発生現場において現場活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置くのではなく、現地での活動に最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

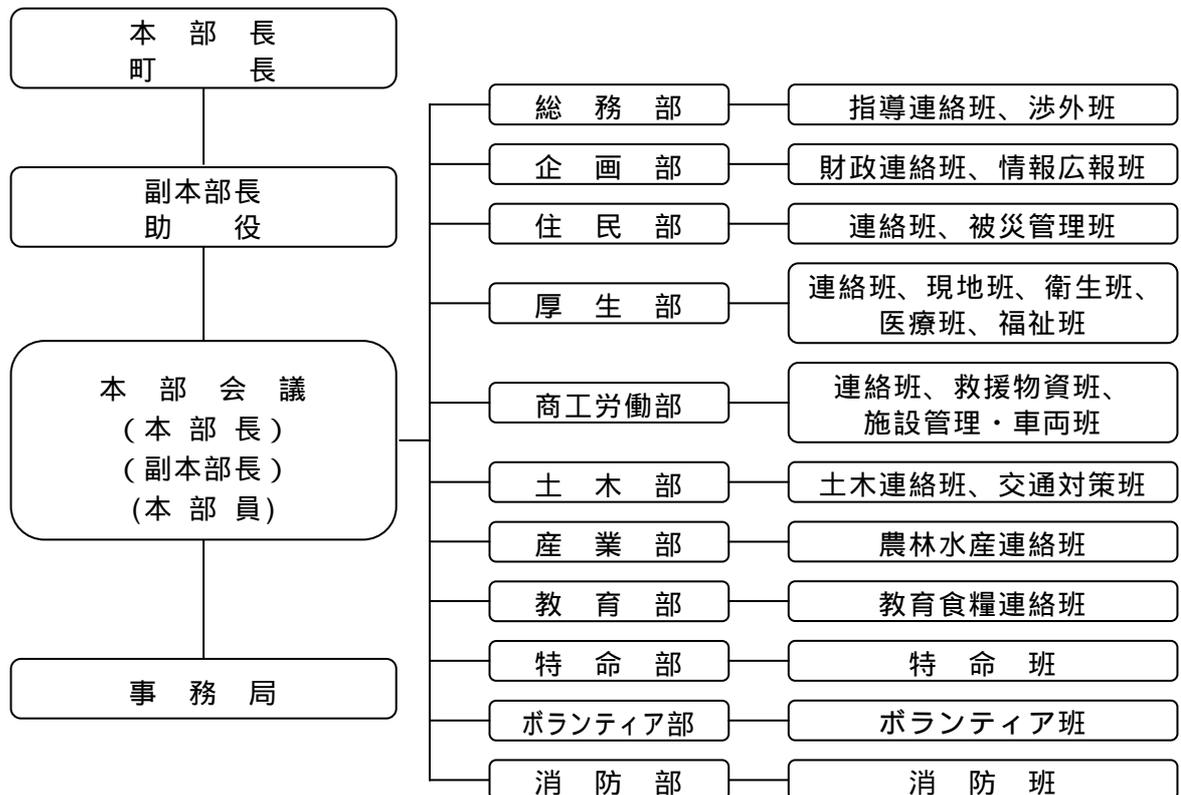
南越前町は、消防機関による消火活動および救急救助活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。

4 現地調整所については、南越前町長が必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に推進する役割を担うこととなるので積極的に設置することが必要である。他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、南越前町の職員を積極的に参画させることが必要である。この場合においても、南越前町は関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

[対策本部設置の流れ]



南越前町国民保護対策本部の体制



職員への伝達・参集

- 1 南越前町国民保護対策本部の設置を決定した場合は、速やかに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

〔伝達方法〕

勤務時間内の場合は、内線電話、庁舎内放送を利用して伝達

勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急連絡網(自宅電話、携帯電話)により、伝達

- 2 南越前町国民保護対策本部の設置の伝達があったときは、全職員が直ちに参集する。
参集場所は、原則として本部員及び指定班員は役場別館2階第1会議室とし、その他の職員は各所属とする。
平時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員においては、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難にあっては、本庁および各総合事務所に参集する。
道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの出先機関に参集するか、最寄りの市役所または町役場に出向く。

県国民保護対策本部会議への出席および県の連絡員の受け入れ

- 1 県から県国民保護対策本部会議への南越前町職員の出席の要請があった場合は、南越前町長は、職員を指定し、県国民保護対策本部へ派遣する。

派遣する際、南越前町所有の携帯電話を派遣職員に手渡しておく。それができない場合は、私用の携帯電話を持参させる。

派遣職員の電話番号を、掲示板等に張り出すなど対策本部員に周知する。

事態の推移に応じて、交代要員を確保しておく。

- 2 県から連絡員が派遣された場合、県との連絡調整は原則として、派遣者を通じて行うものとする。

南越前町国民保護対策本部設置の連絡

- 1 南越前町国民保護対策本部を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。

<様式3 国民保護対策本部設置報告書>

また、南越前町国民保護対策本部における決定事項も同様に連絡する。

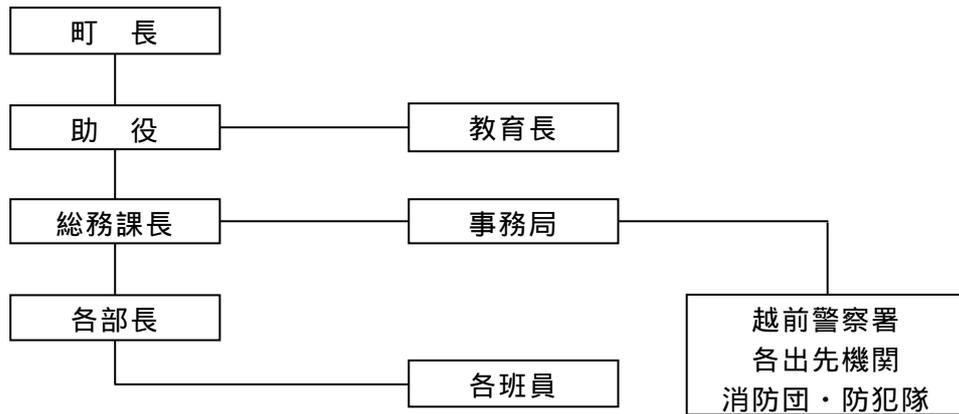
<様式3-1 国民保護対策本部会議報告書>

連絡手段は、原則としてFAXとし、FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。

南越前町国民保護対策本部設置の連絡内容

- ・設置場所
- ・設置日時(設置を決定した時間)
- ・対策本部の電話番号、FAX番号

町対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



連絡先

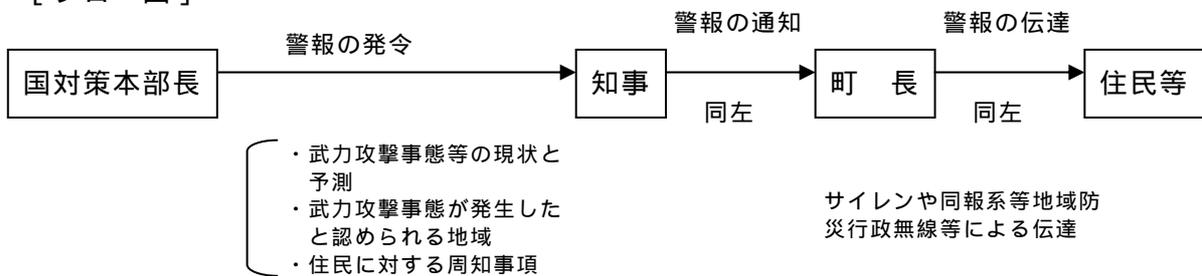
連絡窓口	F A X	TEL (通常)
		(夜間、休日連絡先)
県対策本部	0776-22-7617	0776-20-0742
		同 上
南越消防組合南消防署	0778-45-0315	0778-45-0119
		同 上
越前警察署	0778-23-1111	0778-24-0110
		同 上
敦賀海上保安部警備救護課	0770-22-0214	0770-22-0191
		同 上
越前市	0778-24-3307	0778-22-3000
		同 上
敦賀市	0770-22-6220	0770-21-1111
		同 上
越前町	0778-34-1236	0778-34-1234
		同 上
武生土木事務所	0778-23-5494	0778-23-4545
		同 上
南越農林総合事務所	0778-23-6875	0778-23-4545
		同 上
丹南健康福祉センター	0778-51-7804	0778-51-0034
		同 上

- 2 南越前町のホームページで南越前町国民保護対策本部設置を公表する。
- 3 本部の標識を庁舎正面玄関に掲示する。

第5 警報等の伝達

警報の伝達

[フロー図]



1 国の警報の発令について県対策本部から通知を受けたら、警報が発令されたことを、サイレン、地域防災行政無線、広報車等により、地域住民、その他関係する団体に伝達する。

(1) 同報系等地域防災行政無線での伝達

武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれる場合は、同報系等地域防災行政無線で国が定めるサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を周知する。

武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合は、サイレンを使用せず、地域防災行政無線等の手段により、警報が発令されたことを伝達する。

町長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用する。

(2) その他の伝達方法

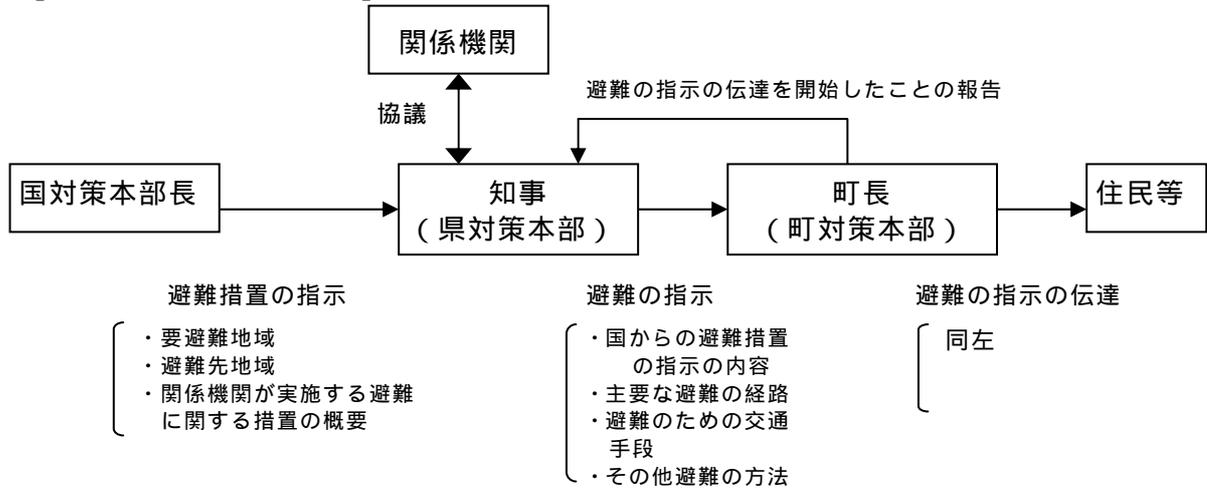
南越前町の保有する既存の伝達手段の特性を考慮し、複数の方法を効果的に組み合わせ、地域防災行政無線以外の手段による伝達も行う。

(別表) 33 ページの < 住民への情報伝達手段の特性一覧 > 参照

2 執行機関に警報の内容を伝達する。

避難の指示の伝達

[避難の指示のフロー図]



1 県から避難の指示が出される前に、次の事項について連絡および協議がある。

(1) 南越前町に要避難地域が含まれる場合

- ・ 避難対象地域の避難者数
- ・ 鉄道、バス、災害時要援護者の避難に用いる自家用車等の各輸送手段ごとの避難対象者数
- ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の有無。

(2) 南越前町に避難先地域が含まれる場合

- ・ 受入れるべき避難者数
- ・ 町内で受入避難施設を選定する区域

2 要避難地域が含まれる場合は、県の避難の指示を受けて、警報の伝達に準じて、地域防災行政無線、CATV、広報車等により、住民、関係団体（集落区長、農漁協等）に伝達する。

3 要避難地域が含まれる場合は、県対策本部に、避難の指示の伝達を開始したことを報告する。

4 県から避難の指示を、南越前町の執行機関に通知する。

〔避難の指示の内容〕

要避難地域

- ・国の避難措置の指示で示された地域に近接する地域についても、知事が必要と認めるときは、関係隣接要避難地域として避難の指示を行う。
- ・避難の指示の単位は、市町ごとにあらかじめ定める避難地区の名称を用いる。ただし、町全域の場合は、「南越前町全域」、県内全域の場合は、「福井県全域」とする。

避難先地域

国による支援の内容

避難手段

避難経路

- ・高速道路、国道、県道レベルで設定する。
- ・国が道路の利用指針を定めたときは、その利用指針を踏まえて設定する。

避難開始時刻

避難に伴う交通規制

避難時における注意事項

- ・避難時の服装、手荷物の量、冬季の防寒対策など

〔避難の指示（例）〕

避難の指示	
緊 急	福井県知事 月 日 時現在
<p>福井県においては、日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、時に避難措置の指示があった。</p> <p>要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p>	
1 避難の方法	
A市の住民はB 町に避難する。	
・避難開始日時	
A市の住民は 日 時を目途にあらかじめ定められた市町内避難施設に移動すること。	
・市町内避難所からB 町までの輸送手段および避難経路	
国道 号によりバス（ 台確保の予定）	
駅より 鉄道（ 行 両編成 便予定）	
時から避難完了まで国道 号および県道 号は交通規制を実施	
細部については、A市の避難実施要領による。	
A市職員の誘導に従って避難する。	
2 その他避難の実施に必要な事項	
（1）自家用車による避難はしないこと。（ただし、あらかじめ災害時避難用特別車両として登録された車両は除く。）	
（2）携行品は、2、3日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。	
（3）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。	

5 避難の指示の後、県から次の事項について連絡および協議がある。

(1) 南越前町に要避難地域が含まれる場合

- ・ 鉄道の臨時ダイヤ、手配したバスの台数、陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法
- ・ バスの待機場所
- ・ 要避難地域内の入院患者等の数、避難方法（入院患者等の受入れ先については県対策本部で手配する。）

(2) 南越前町に避難先地域が含まれる場合

- ・ 鉄道の臨時ダイヤ、手配したバスの台数
- ・ 受入避難施設（受入区域内で選定する避難施設）
- ・ 避難施設における食料、水、医療等の提供

[避難の指示の内容の協議事項一覧]

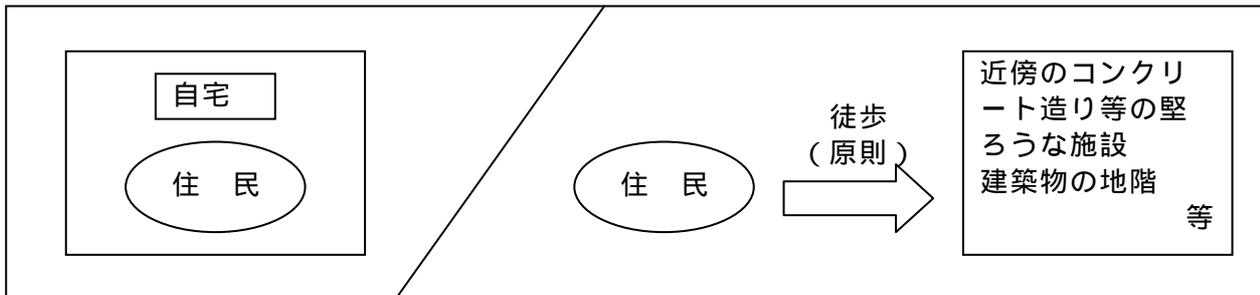
協議先	協議事項
要避難地域を管轄する市町	<p>[避難の指示前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域の避難者数 市町 県 ・ 輸送手段ごとの避難対象者数（鉄道、バス、災害時要援護者の避難に用いる自家用車等） 市町 県 ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の有無 県 市町 <p>[避難の指示後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の臨時ダイヤの連絡 県 市町 ・ 手配したバスの台数の連絡 県 市町 ・ バスの初期配置場所 市町 県 ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法 県 市町 ・ 入院患者等の避難方法 県 市町
避難先地域を管轄する市町	<p>[避難の指示前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数 県 市町 ・ 受入区域 県 市町 <p>[避難の指示後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入避難施設 県 市町 ・ 鉄道の臨時ダイヤの連絡 県 市町 ・ 手配したバスの台数の連絡 県 市町

県 : 県対策本部
 市町 : 市町対策本部
 : 連絡
 : 協議

【参考】避難の方法

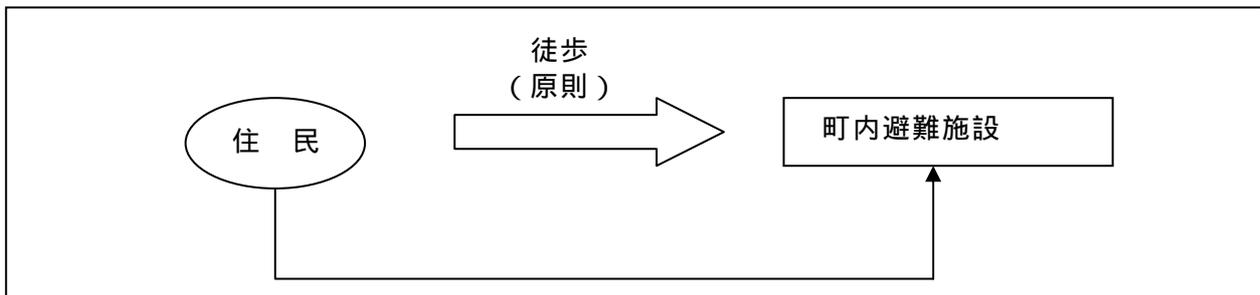
1 屋内避難

- ・避難場所 自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等
- ・避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。
その後、事態の推移、被害の状況等によっては、2から4に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。



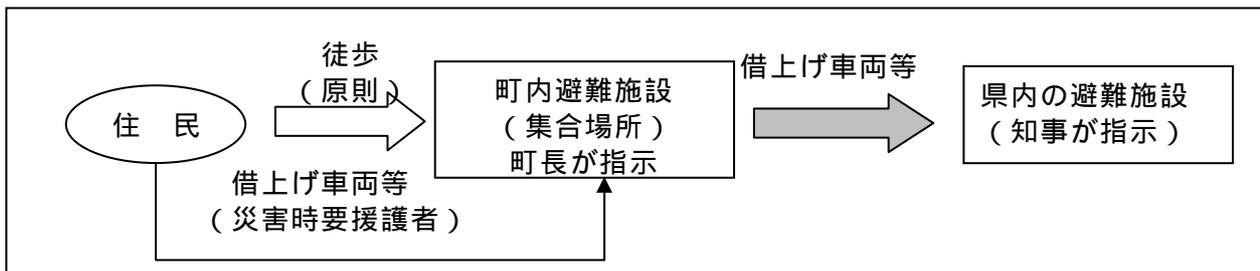
2 町内避難...南越前町内の避難施設への避難

- ・避難場所 町内避難施設
- ・避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である「災害時要援護者」の避難に限り、バス等の借上げ車両および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）を補完的に使用する。

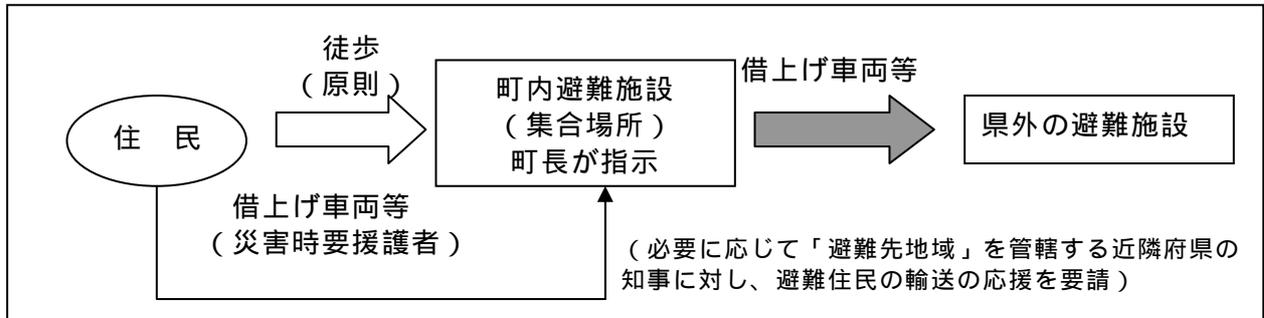


3 県内避難 ...南越前町内の他の地域または県内の他の市町へ避難

- ・避難場所 南越前町内避難施設から知事が指示する県内の避難施設
- ・避難方法 南越前町内避難施設への避難は2と同様
南越前町内避難施設から知事が指示する県内の避難施設までは、借上げ車両等



- 4 県外避難 ……県外の市町村へ避難
- ・避難場所 南越前町内避難施設から県外の避難施設
 - ・避難方法 南越前町内避難施設への避難は2と同様
南越前町内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車両等



緊急通報の伝達

知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」）を発令することができる。

〔緊急通報（例）〕

（ 県 市 海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様）

- ・ 海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察等関係機関による調査が行われている。
- ・ 海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報があれば、 1 0 2 まで電話すること。

- 1 緊急通報について県対策本部から通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報が発令されたことを、サイレン、地域防災行政無線、広報車等により、住民、集落区長その他関係する公私の団体に伝達する。
- 2 C A T V , 南越前町のホームページ等により緊急通報の内容を伝達する。
- 3 南越前町の執行機関に緊急通報の内容を伝達する。

第 6 避難誘導

避難実施要領の作成および通知

1 県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。

避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先し、自主防災組織、集落区長、民生児童委員等と連携し、迅速かつ安全な避難の誘導に努めることが必要。また、避難誘導は、集落単位または家族単位となるように配慮する。ただし、大規模な事業所で事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での避難誘導も実施する。

【避難実施要領に定める事項】

避難の経路、避難の手段、避難の手順

避難住民の誘導の実施方法

- ・バスによる避難について、どの避難施設（集合場所）から移動させるか
- ・鉄道による避難について、いつ避難施設（集合場所）から駅に移動させるか
- ・災害時要援護者の誘導
- ・残留者の確認

避難誘導責任者および避難住民の誘導に係る関係職員の配置

- ・避難住民の引率（徒歩の避難の引率、バス等の輸送手段に同乗）
- ・避難施設（集合場所）
- ・災害時要援護者の誘導

バスの待機場所

避難誘導からはぐれた際の緊急連絡先

その他避難の実施に必要な事項

【避難実施要領に作成の際の留意事項】

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地区および集落等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

集合後の集落内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員の配置および担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載しておく。

避難誘導中の避難住民へ、食糧・水・医療等を提供するための支援内容について記載する。

2 避難実施要領に従い、人員の配置を行うとともに、警報の伝達に準じて、住民、関係する公私の団体（集落区長、農漁協等）に伝達する。

3 避難実施要領を次の機関に通知する。

連絡先

機関名	連絡窓口	F A X	TEL（通常）
			（夜間、休日連絡先）

県対策本部	危機対策・防災課	0776-22-7617	0776-20-0742
			同上
南越消防組合南消防署	警防課	0778-45-0315	0778-45-0119
			同上
越前警察署	警備課	0778-23-1111	0778-24-0110
			同上
越前たけふ農業協同組合本店	管理課	0778-21-2510	0778-22-1111
			同上
河野村漁業協同組合	業務課	0778-48-2135	0778-48-2002
			同上
南条郡森林組合	総務課	0778-45-1125	0778-45-0367
			同上

4 避難誘導の実施に当たり応援が必要な場合は、次の機関に誘導を要請する。

機関名	連絡窓口	F A X	TEL (通常)
			(夜間、休日連絡先)
越前警察署長	警防課	0778-23-1111	0778-24-0110
			同上
第八管区海上保安本部敦賀海上保安部長	警備救難課	0770-22-0214	0770-22-0191
			同上
国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長	陸上自衛隊第14普通科連隊第3科	076-241-2171	076-241-2171 (内線 238)
			同上 (内線 302)

警察官等が避難誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報を求めることができる。

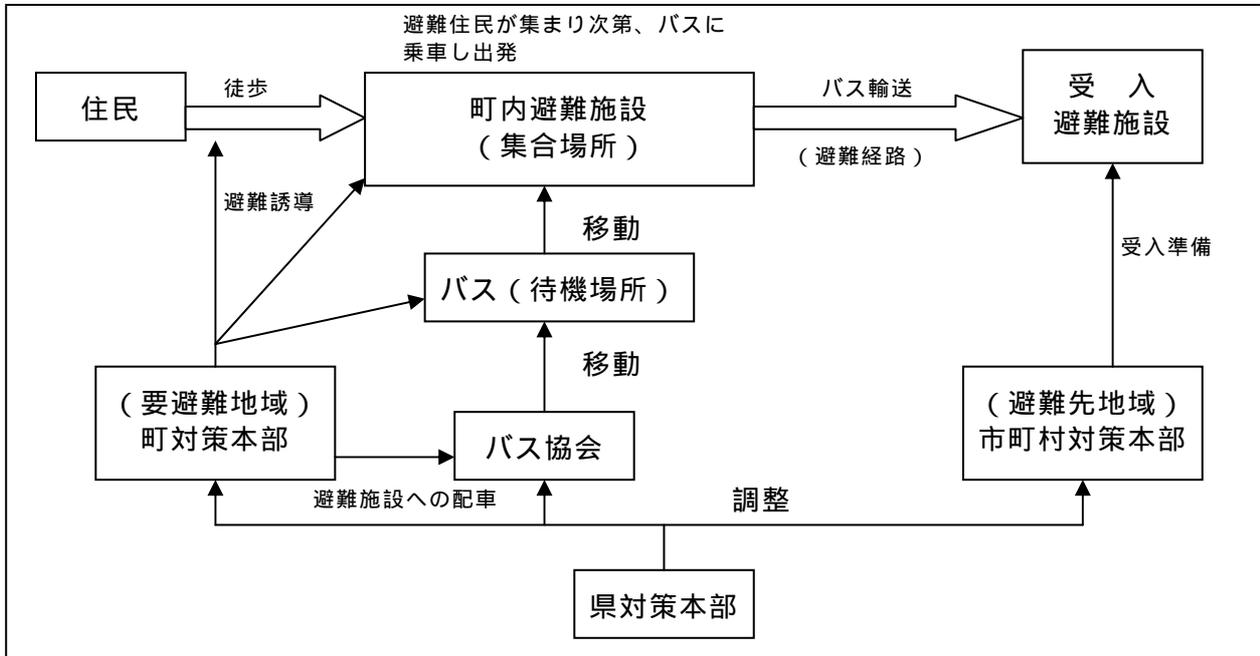
警察官等が避難誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、危険な場所への立入禁止、その場所からの退去、道路上で危険を生ずる車両等の除去などの措置を要請することができる。

5 避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態の発生を防止するため、必要な指示、警告を行う。

[避難のフロー]

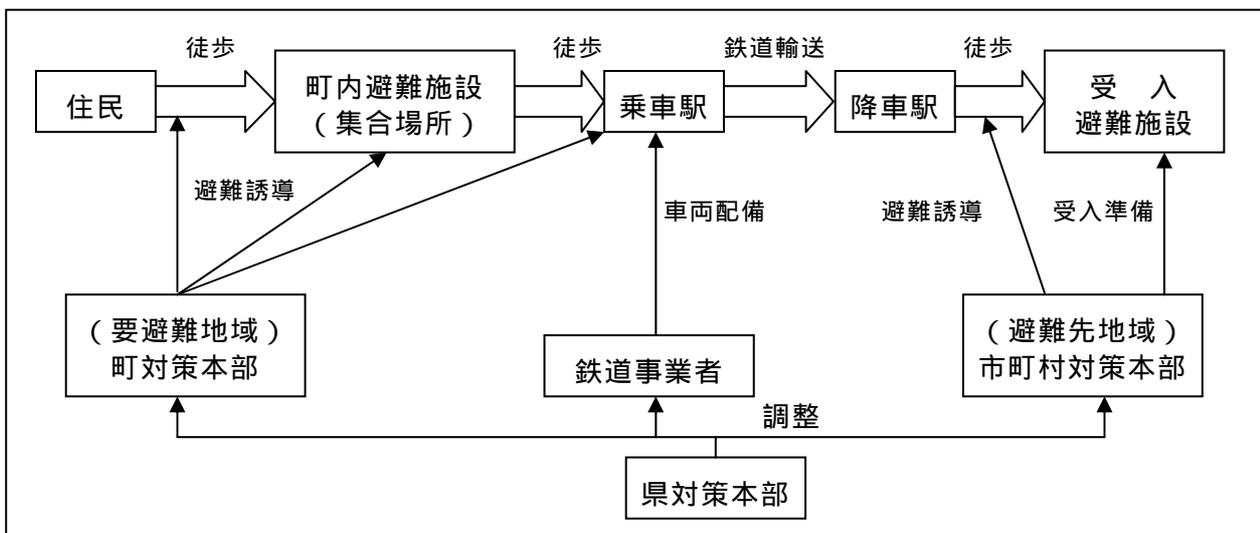
バスによる避難

- ・住民は、各地区であらかじめ指定された南越前町内避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
- ・南越前町内避難施設で、集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動



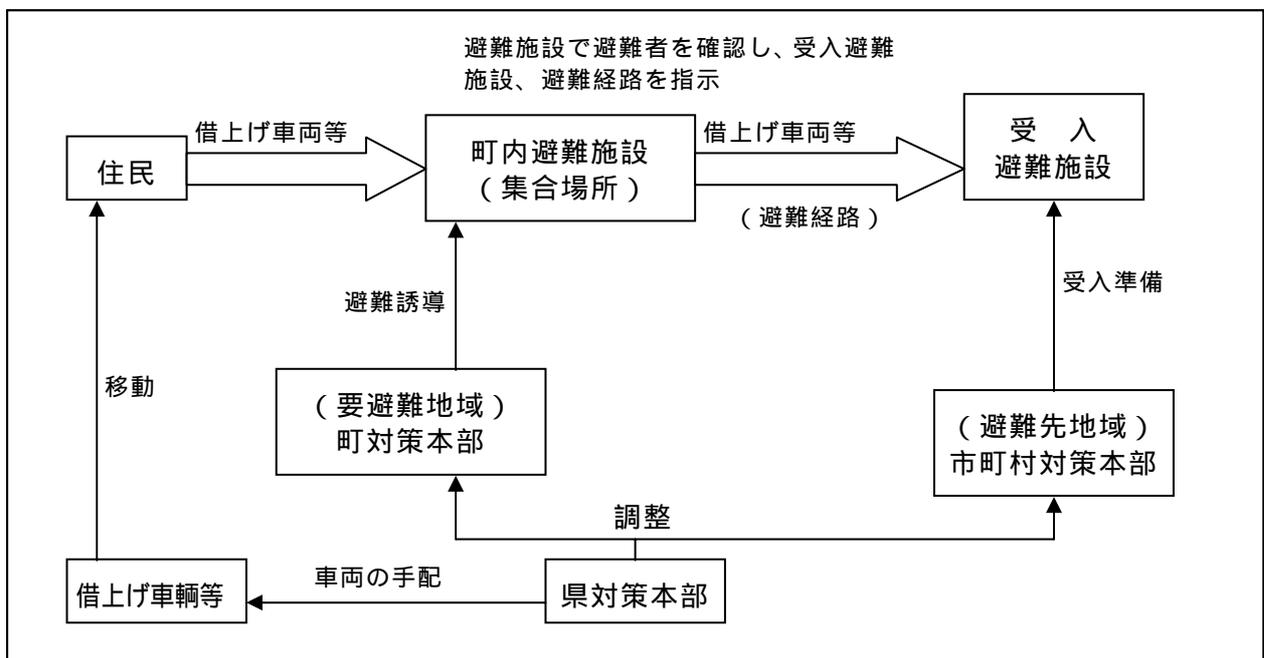
鉄道による避難

- ・住民は、各地区であらかじめ指定された南越前町内避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
- ・南越前町内避難所で集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動
- ・乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動
- ・降車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動



借上げ車両等による避難（災害時要援護者）

- ・借上げ車両等により、各地区であらかじめ指定された南越前町内避難施設（集合場所）に移動
- ・南越前町内避難施設で借上げ車両等による避難者を確認し、受入避難施設および避難経路を指示
- ・借上げ車両等により受入避難施設まで移動
 - 借上げ車両等の範囲
 - ・南越前町の公用車
 - ・県の公用車
 - ・バス
 - ・災害時要援護者の避難に用いる自家用車（マイカー、地域内の事業所の車両、介護タクシーなどを想定）



6 避難施設（集合場所）での避難者把握

- ・平素より、避難施設ごとに集合予定者名簿を作成しておくこと。
- ・名簿に基づき避難施設において、避難者の確認を行い、集合していない者、名簿登載者以外の避難者を把握する。
- ・集合していない者について、自宅へ確認する等の措置をとる。
- ・借上げ車両等での避難者についても、それぞれ定められた避難施設（集合場所）で避難開始の確認を行い、避難先施設の指示を行う。

7 滞在者の避難誘導

- ・観光バス、自家用車利用による滞在者は、避難経路以外の道路から避難するように誘導する。
- ・公共交通機関利用による滞在者は、一旦住民と同様に避難施設に誘導する。

8 N B C 攻撃の場合の留意事項

- ・NBC攻撃と判明した場合の避難誘導等については、次の事項に留意する。
- 共通事項
- ・避難誘導の際には、風下方向を避ける。
 - ・皮膚の露出を極力抑える措置…手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させる。
 - ・マスクを着用させるか、折りたたんだハンカチ等を口にあてさせる。
- 核攻撃の場合
- ・風下を避け、風向きと垂直方向に避難させる。
- 生物剤による攻撃の場合
- ・避難ではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。
- 化学剤による攻撃
- ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

避難実施要領のパターン

着上陸等の兆候があり、避難までの時間的な余裕がある場合

<特徴>

- ・計画的な避難が可能である。
- ・広域的な避難をすることができる。

避難実施要領（案）

福井県南越前町長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

南越前町における住民の避難は次の方法で行うものとする。

(1) 南越前町のA地区の住民は、南越前町のB地区にある南越前町立B中学校体育館を避難先として、 日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：南越前町孫谷、板取、荒井、八飯地区の住民は、徒歩で南越前町立堺体育館に集合する。その際、 日 時を目途に、できるだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、福鉄バス会社のバスにより国道365号を利用して、南越前町立南条中学校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な災害時要援護者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、南越前町立堺体育館に移動し、避難を開始したことの確認を受けた後、同じ車両等により国道365号を利用して、南越前町立南条中学校体育館に避難する。

鉄道の場合：南越前町大桐、二ツ屋、新道地区の住民は徒歩で鹿蒜体育館（町内避難施設）に集合する。その際、 日 時を目途に、できるだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、徒歩により西日本旅客鉄道南今庄駅に移動し、 日 時分発福井市福井駅行きの電車で避難する。福井市福井駅到着後は、福井市および南越前町職員の誘導に従って、主に徒歩で福井県立羽水高校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な災害時要援護者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、鹿蒜体育館（町内避難施設）に集合し、集合確認後、同じ車両等により国道8号を利用して、福井県立羽水高校体育館に避難する。

原則、陸路による避難を行うが、陸路による避難が困難であるときは、船舶等を利用する

船舶の場合：南越前町甲楽城、今泉地区の住民は徒歩で河野小学校（町内避難施設）に集合する。その際、日時を目途に、できるだけ集落、集落内の班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、徒歩により甲楽城漁港に移動し、日時分発坂井市三国港行き丸に乗船する。坂井市三国港到着後は、坂井市および南越前町職員の誘導に従って、主に徒歩で福井県立三国高校体育館に避難する。

徒歩による避難が困難な災害時要援護者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、河野小学校（町内避難施設）に集合し、集合確認後、同じ車両等により甲楽城漁港へ集合する。集合確認後丸に乗船する。坂井市三国港到着後は、坂井市および南越前町職員の誘導に従って、福井県立三国高校体育館に避難する。

(2) 南越前町の宇津尾、橋立、広野、榎谷地区の住民は、南越前町の宇津尾地区にある青少年育成センターときめき（町内避難施設）を避難先として、日時を目途に住民の避難を開始する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員およびその責任者等について、町職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員	消防班	各地区	各2名
・避難誘導要員	消防班	各地区	各4名
・町対策本部要員	本部員	全員	
・現地連絡要員	厚生部	現地班	
		要避難地域の避難施設	各1名
		避難先の避難施設	各1名
・避難所運営要員	厚生部	現地班	
		要避難地域の避難施設	各1名
		避難先の避難施設	各1名
・水・食料等支援要員	土木部	土木・水道連絡班	
		要避難地域の避難施設	各1名
		避難先の避難施設	各1名
	教育部	教育・食糧連絡班	
		要避難地域の避難施設	各1名
		避難先の避難施設	各1名

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

3 その他の避難の実施に関し必要な事項

避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

南越前町対策本部事務局

TEL 0778 - -
FAX 0778 - -

弾道ミサイルで、即時に発射の可能性がある場合

<特徴>

- ・攻撃場所の特定が困難である。
- ・国からは警報と避難措置の指示が同時にあると考えられる。
- ・ミサイル発射から、避難までの時間的余裕がない。
- ・南越前町において避難実施要領を作成する時間も少ないと考えられる。

避難実施要領（案）

福井県南越前町長
月 日 時現在

1 避難の方法

南越前町における住民は、屋内に避難すること。

- ・建屋内にいる者…極力建物の中心部に移動する
- ・屋外にいる者…近くのコンクリート施設や地下に避難
- ・自動車を運転中の者…交差点を避け、自動車を道路の左に寄せて停車し、近くのコンクリート施設や地下に避難

2 その他の事項

テレビ、ラジオ等により継続的な情報の入手を図る。

ドア、窓、雨戸をすべて閉め、できればガムテープで目張りをする。

換気口を閉め、換気装置を止める。

火気の使用を停止する。

窓ガラスには近づかないようする。

今後の避難に備え、非常持出品を準備し、身軽な服装に着替えておく。

地域防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

ターミナル駅の爆破の場合

<特徴>

- ・事前察知が困難で、基本的に発生してからの対処となる。
- ・発生場所から速やかに避難（退避）させる。
- ・国から避難措置の指示がでる前に、現場で覚知した市町または県が退避の指示をすることが想定される。
- ・退避の場合は避難実施要領を作成する必要はないが、本パターンを参考に退避の誘導を実施する。
- ・また、退避が比較的長期になる場合は、退避先を指示する。

避難実施要領（案）

福井県南越前町長
月 日 時現在

- 1 避難の方法
JR南条駅から100メートル以内の地域を警戒区域とし、立ち入りを禁止する。
また、警戒区域内の住民は速やかに立ち退くこと。
- 2 その他の事項
 - ・消防吏員は、負傷者に対し、トリアージを行い緊急度の高い負傷者から医療機関に搬送する。
 - ・緊急度の低い比較的軽傷の者は、県が南条総合運動公園内に設置する臨時の救護所へ移動するよう誘導する。

（トリアージ 選別。どの患者から治療するかという治療の優先順位のこと。）

原子力発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設が損傷したことにより、放射性物質が放出され、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合

<特徴>

- ・避難行動で外出することによりテログループに遭遇する恐れがある。
- ・発電所が攻撃を受けるおそれが少なくなるまで放射能漏れに対する対処ができない。

初期の対応 と同様に屋内避難

テロが鎮圧された後、放射能漏れのおそれがある場合

避難実施要領（案）

福井県南越前町長
月 日 時現在

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法
南越前町における住民の避難は、大良、大谷、河内地区については、福井市へ県内避難、河野、赤萩地区については、コンクリート施設への屋内避難、今泉、甲楽城、八田、糠、具谷地区については、引き続き屋内避難とし、次の方法で行うものとする。

- (1) 南越前町の大良地区の住民は、福井市のB1地区にある福井県立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

南越前町大良地区の住民は、桜橋総合運動公園（町内避難施設）に集合する。

その際、日 時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、福鉄バス会社のバスにより国道8号を利用して、福井県立B1高校体育館に避難する。

災害時要援護者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、桜橋総合運動公園（町内避難施設）に集合し、集合後は同じ車両等により国道8号を利用して、福井県立B1高校体育館に避難する。

- (2) 南越前町の大谷地区の住民は、福井市のB2地区にある福井県立B2中学校を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

南越前町大谷地区の住民は、道の駅河野に集合する。

その際、日時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、海上保安庁のヘリコプターにより、福井県立B2中学校に避難する。

災害時要援護者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、道の駅河野に集合する。

集合後は、海上保安庁の輸送用ヘリコプターにより、福井県立B2中学校に避難する。

- (3) 南越前町の河内地区の住民は、福井市のB1地区にある福井県立B1高校体育館を避難先として、日時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

南越前町河内地区の住民は、桜橋総合運動公園（町内避難施設）に集合する。

その際、日時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、福鉄バス会社のバスにより国道8号を利用して、福井県立B1高校体育館に避難する。

災害時要援護者で借上げ車両等により避難する住民は、あらかじめ定めた車両等により、一旦、桜橋総合運動公園（町内避難施設）に集合し、集合後は同じ車両等により国道8号線を利用して、福井県立B1高校体育館に避難する。

- (4) 南越前町の河野地区の住民は、河野地区公民館（コンクリート施設）を避難先として、日時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

南越前町の河野地区の住民は、河野地区公民館（コンクリート施設）に集合する。

その際、日時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

徒歩による避難が困難な災害時要援護者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、南越前町の河野地区公民館（コンクリート施設）に集合する。

- (5) 南越前町の赤萩地区の住民は、桜橋総合運動公園（コンクリート施設）を避難先として、日時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路および避難手段】

南越前町の赤萩地区の住民は、桜橋総合運動公園（コンクリート施設）に集合する。

その際、日時を目途に、できるだけ集落、集落内班、事業所等の単位で行動すること。

徒歩による避難が困難な災害時要援護者である住民は、あらかじめ定めた車両等により、南越前町の桜橋総合運動公園（コンクリート施設）に集合する。

- (6) 南越前町の今泉地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

- (7) 南越前町の甲楽城地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

- (8) 南越前町の八田地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

- (9) 南越前町の糠地区の住民は、引き続き屋内避難とする。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員およびその責任者等について、町職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員 消防班 各地区 各2名

・避難誘導要員	消防班	各地区	各4名	
・町対策本部要員	本部員	全員		
・現地連絡要員	商工労働部	連絡班		
		要避難地域の避難所	各1名	
	住民部	被災管理班		
		避難先の避難所	各1名	
・避難所運営要員	厚生部	現地班		
		要避難地域の避難所	各1名	
		避難先の避難所	各1名	
・水・食料等支援要員	土木部	土木・水道連絡班		
		要避難地域の避難所	各1名	
		避難先の避難所	各1名	等

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。

(3) 災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たって、災害時要援護者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織等や区など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他の避難の実施に関し必要な事項

(1) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

南越前町対策本部事務局

TEL 0778 - -
FAX 0778 - -

(2) 現地対策本部の設置

河野総合事務所に、町現地災害対策本部を設置し、関係機関との連携・情報収集を行う

南越前町現地対策本部事務局

TEL 0778 - -
FAX 0778 - -

避難住民の受け入れ

- 1 県の避難の指示に基づき、避難者の受入要領を決定しておく。

【避難者の受入要領に定める事項】

避難住民の誘導に係る関係職員の配置

- ・避難住民の引率（鉄道駅から受入避難施設までの避難住民の引率など）
- ・避難施設（受入れ場所）

その他避難の実施に必要な事項

- 2 受入要領に従い、人員の配置を行う。
- 3 各受入れ避難施設ごとに避難者名簿を作成する。
- 4 食料、水、医療等の提供について、県と連携し、救援態勢をとる。

避難住民の復帰

- 1 要避難地域が含まれる場合は、避難の指示が解除された場合は、避難誘導に準じ、直ちに避難住民の復帰のための誘導をする。
- 2 避難先地域が含まれる場合は、避難住民が速やかに復帰できるよう、要避難地域を管轄する市町に協力する。

(別表) 住民への情報伝達手段の特性一覧

伝達手段	特性	伝達情報量 ：大 ：中 ：小	伝達速度 ：非常に速い ：速い ：普通	伝達の正確 ：非常に正確 ：正確	伝達範囲 ：大 ：中 ：小	地域性 ：地区レベル ：市町村レベル ：広域	災害時の機能性 ：十分機能する ：機能する
地域防災行政無線固定系 (同報無線)		大量の情報の送信は可能であるが、内容の正確な聞き取りが困難になる。	一斉放送により即時に伝達が可能である。	情報量や、環境条件により不正確になる可能性がある。	設置箇所によるが、一応町内全域に伝達可能。騒音、建物の密集による難聴地域がある。	選択呼出し機能により、ある程度地区別の情報を伝達することが可能である。	非常電源により、災害発生時も機能し得る。但し一部地域を除いて断線により利用できない場合がある。
サイレン・半鐘		信号による警報の伝達のみである。	即時に伝達が可能である。	事前に信号の意味を周知徹底することにより、正確な伝達が可能	同報無線と同様であるが、信号であるため伝達範囲がやや広くなる。	信号であるため、地域による差はない。	災害発生時も機能し得る但し一部地域を除いて断線により利用できない場合がある。
テレビ・ラジオ		音声、映像により大量の情報伝達が可能である。	即時に伝達が可能である。	正確な伝達が可能である。	受信機の普及により全域に伝達可能。住宅、事業所内への伝達が中心になる。	放送エリア内の各地区に対して地域性の高い情報を伝達することは可能	災害発生時も機能し得る。
ケーブルテレビ・有線放送電話		マスメディアと同様大量の情報の伝達が可能である。	即時に伝達が可能である。	マスメディアと同様正確な伝達が可能である。	端末設備のある施設、家庭に限られる。	自主放送により、地域内の情報が伝達可能である。	災害発生時も機能し得るが、断線により利用できない場合がある。
携帯電話・携帯メール		ある程度の情報量の伝送が可能である。	即時の伝達は可能である。	正確な伝達が可能である。	携帯電話を所有している人に限られる。電波が届かない地域がある。	ある程度地域別の情報を伝達することが可能である。	災害発生時は、回線が輻輳し、つながりにくくなる可能性がある。
インターネット (ホームページ・電子メール)		大量の情報データの伝送が可能である。	情報のデータ化に多少時間がかかる。データ量により伝達速度が遅くなる可能性がある。	正確な伝達が可能である。	パソコン等の機器を所有している人に限られる。	ある程度地域別の情報を伝達することが可能である。	災害発生時は、回線が輻輳し、つながりにくくなる可能性がある。
広報車		大量の情報の送信は可能であるが、正確な聞き取りが困難である。	広報車の台数が限られており目的地に到達するまで、また周回のために時間を要する。	情報量、環境条件のほかに、運行速度によっても不正確になる可能性がある。	町内全域を回ることはできるが、走行ルート沿い以外の住民には聞こえにくい。	移動性により地区別に伝達内容を変えることが可能である。	交通混乱や安全確保のため、利用できない場合がある。
自主防災組織、消防団等による伝達		人づてのため、多くの情報伝達は困難	町から自主防災組織等へ、さらに自主防災組織等から住民へ戸別に伝達するため時間を要する。	人づてのため、情報内容が変容する可能性がある。正確な伝達のための訓練が必要。	事前に掌握されている人に限られる。	各地区レベルの情報の伝達が可能である。	人づてのため、災害発生時も機能し得るが、災害時に自主防災組織等関係者に速やかに連絡が取れない場合や安全確保のため利用できない場合がある。

< 様式 1 通報記録報告書 >

武力攻撃災害 通報記録報告書

福 井 県 知 事 殿

平成 年 月 日

南 越 前 町 長

記入日時： 月 日 時 分
 記入者： _____

発生日時	月 日 時 分		
発生場所			
覚知の概要	爆発音、閃光、 異臭、水質変化 など		
死傷者の有無	無	有	負傷者 _____人 不明 死者 _____人
その他			

通報者	
連絡先	
電話番号	(自宅 : 携帯)

町記載事項 (対応状況など)

南 越 前 町

< 様式 2 国民保護対策連絡室設置報告書 >

年 月 日

福井県知事 殿
 南越消防組合南消防署長 殿
 越前警察署長 殿
 敦賀海上保安部長 殿
 越前市長 殿
 敦賀市長 殿
 越前町長 殿
 武生土木事務所長 殿
 南越農林総合事務所長 殿
 丹南健康福祉センター所長 殿
 国民保護関係機関各位 殿

南越前町長

南越前町国民保護対策連絡室を設置したので、次のとおり報告します。

設置場所	南越前町役場 2 階総務課
設置日時 (設置を決定した時間)	年 月 日 時 分
連絡室の TEL 番号	(TEL)
FAX 番号	(FAX)
連絡室設置の理由	

< 様式 2 - 1 国民保護対策連絡室会議報告書 >

南越前町国民保護対策連絡室決定事項		第	報
殿		平成	年 月 日 時 分
南越前町国民保護対策連絡室長			
被害の状況			
国民保護対策連絡室決定事項			
報告者	南越前町国民保護対策連絡室事務局（氏名） 電話 0778-47-3000 FAX 0778-47-3261		
確認	送信（氏名） 時間 時 分	受信（氏名） 時間 時 分	

< 様式 3 国民保護対策本部設置報告書 >

年 月 日

福井県知事 殿
 南越消防組合南消防署長 殿
 越前警察署長 殿
 敦賀海上保安部長 殿
 越前市長 殿
 敦賀市長 殿
 越前町長 殿
 武生土木事務所長 殿
 南越農林総合事務所長 殿
 丹南健康福祉センター所長 殿
 国民保護関係機関各位
 殿

南越前町長

国民保護法第 27 条の規定により南越前町国民保護対策本部を設置したので、次のとおり報告します。

設置場所	南越前町役場 2 階第 1 会議室
設置日時 (設置を決定した時間)	年 月 日 時 分
対策本部の TEL 番号	(TEL)
FAX 番号	(FAX)

< 様式 3 - 1 国民保護対策本部会議報告書 >

南越前町国民保護対策本部決定事項		第	報
		平成	年
		時	分
殿			
		南越前町国民保護対策本部長	
被害の状況			
国民保護対策本部決定事項			
報告者	南越前町国民保護対策本部事務局（氏名） 電話 0778-47-3000 FAX 0778-47-3261		
確	送信（氏名）	受信（氏名）	
認	時間 時 分	時間 時 分	

南越前町国民保護対策本部の編成及び事務分掌

部<部長>	班<班長>	分 担 業 務
部 <総務課長> 副部長 (総務課長補佐)	指導・連絡班 <総務課長>	(1)国民保護措置活動の非常体制の決定に関すること。 (以下、「に関すること」省略) (2)国民保護対策本部の設置および廃止 (3)本部事務局の開設 (4)各部長・班長会議の開催 (5)本部長および副本部長の指揮および命令伝達 (6)本部会議の開催 (7)配備体制 (8)各課関係機関との連絡調整 (9)外国領事館等の連絡調整 (10)職員の動員および配置 (11)職員の出勤状況および安否確認 (12)応援要請 (13)県および自衛隊等防災機関への派遣要請と受入 (14)町議会・県への報告、指示、協力および連絡調整 (15)県防災無線整備・管理・運用 (16)自治組織への指導、協力要請および連絡調整 (17)避難所開設依頼 (18)避難の指示 (19)電気・ガス・電話の応急処理依頼 (20)本部職員の宿舍の確保および必要物資の調達 (21)特殊標章等の交付 (22)その他、他の班に属さないこと
	渉外班 <工事検査室長>	(1)中央各省庁の視察団の受け入れ (2)他市町への報告、協力および連絡調整 (3)その他の渉外連絡
企画部 <企画財政課長> 副部長 (企画財政課長補佐)	財政・連絡班 <企画財政課長>	(1)国民保護措置関係予算措置 (2)被災地区の行財政指導 (3)相互応援 (4)被災活動従事職員の被服、食糧、諸手当、公務災害補償等 (5)国、県の災害関係資金
	情報・広報班 <情報政策室長>	(1)電算の応急復旧 (2)インターネットおよびケーブルテレビの運用 (3)関係市町および防災関係機関の被害情報収集 (4)報道機関との連絡調整 (5)被災記録写真の整備および提供 (6)国民保護措置に関する広報資料の収集および提出 (7)電話ファックスによる情報収集 (8)住民への災害広報活動 (9)被災状況調査の取りまとめ (10)その他の情報収集

部 < 部長 >	班 < 班長 >	分 担 業 務
住民部 < 町民税務課長 > 副部長 (町民税務課長補佐)	連絡班 < 町民税務課長 >	(1) 部内関係被害状況の取りまとめ (2) 部内および関係機関との連絡調整 (3) 尋ね人の相談 (4) 本部との連絡調整
	被災管理班 < 生活企画室長 >	(1) 戸籍、住民基本台帳その他資料の確保 (2) 被災者の確認および人的被害の調査、把握 (3) 被災者名簿および要搜索者名簿の作成 (4) 被災者証明の発行 (5) 被災者の避難状況の記録および報告 (6) 家屋等の被害状況調査 (7) 被災者に対する税等の特別措置 (8) 被災者に対する年金保険料等の特別措置 (9) 在住外国人の総合窓口の開設
厚生部 < 保健福祉課長 > 副部長 (保健福祉課長補佐)	連絡班 < 保健福祉課長 >	(1) 部内関係被害状況の取りまとめ (2) 部内および関係機関との連絡調整 (3) 本部との連絡調整 (4) 災害救助法に基づく救助事務 (5) 災害時における町民の消費生活に係る要望
	現地班 < 高齢者対策室長 >	(1) 関連施設の被害情報収集 (2) 災害時要援護者の被災状況把握および救助対策 (3) 救護所の設置 (4) 避難所の設置 (5) 被災者の救護および相談受付 (6) 災害時要援護者の救護および支援 (7) 教育部との連絡調整
	衛生班 < 福祉推進室長 >	(1) 感染症の予防と防疫 (2) 被災者の精神相談 (3) 廃棄物の収集、処理および清掃 (4) 関連施設の被害情報収集 (5) 仮設トイレの設置および管理 (6) し尿の収集 (7) 死体の収容、埋火葬および記録 (8) 浴場の斡旋および提供、仮設風呂の設置
	医療班 < 医療保健室長 >	(1) 医薬品等の調達および供給 (2) 救護所への医療班員の派遣 (3) 公的医療機関、日赤福井支部、医師会との連絡調整 (4) 被災医療機関、被災者受入可能医療機関の情報収集 (5) 広域的医療支援の要請
	福祉班 < 保健福祉課長 >	(1) 関連施設の被害情報収集 (2) 被災地における保育所児の安否確認 (3) 被災地における保護所の開設運営 (4) 福祉関係団体への協力要請 (5) 保育所児、保護者の総合相談

部<部長>	班<班長>	分 担 業 務
商工労働部 <商工観光課長> 副部長 (商工観光課長補佐)	連絡班 <商工観光課長>	(1)本部との連絡調整 (2)部内関係被害状況の取りまとめ (3)部内および関係機関との連絡調整 (4)商工観光業関係の災害対策 (5)産業復旧、雇用対策、失業対策 (6)関連施設の被害情報収集 (7)旅行者の被災情報収集および支援
	救援物資班 <会計課長>	(1)被災関係の出納 (2)災害見舞金、義援金の受理および配分 (3)被災見舞品、救援物資の受理および配分の総合調整 (4)被災者に対する特別貸付および災害弔慰金の事務 (5)緊急物資(衣料、寝具、燃料等)の調達および供給
	施設管理・車輛班 <議会事務局長>	(1)緊急輸送車輛、公用車の配車 (2)災害応急車輛船舶の借上げおよび運行輸送計画 (3)普通財産、行政財産の緊急使用 (4)避難施設の被害状況把握および確保 (5)被災見舞品および緊急物資、救援物資等の保管施設の確保 (6)各部関連施設の利用者の被災状況把握 (7)各部関連施設の総括管理および被害状況の把握
土木部 <建設整備課長> 副部長 (建設整備課長補佐)	土木・水道連絡班 <建設整備課長>	(1)本部との連絡調整 (2)部内関係被害状況の取りまとめ (3)部内および関係機関との連絡調整 (4)建設機材の借上げ、調達 (5)水防応急対策・水防資機材の調達および管理 (6)河川水位の観測および河川情報の収集 (7)道路情報の収集 (8)山崩れ、なだれ、除雪対策 (9)公共土木施設の被害状況の取りまとめおよび応急対策 (10)橋梁およびダム情報 (11)公認協定業者への応援要請 (12)応急作業従事者への応援要請 (13)被災者の応急仮設住宅および公営住宅の入居措置 (14)上水道・下水道の応急処理および支援 (15)応急給水の実施 (16)県・企業への給水支援要請 (17)砂防施設の確保 (18)水防活動の際、随時救援要員としての協力
	交通対策班 <地域振興室長>	(1)被災地の交通安全の確保 (2)道路通行規制の要請(本部決定による) (3)避難路および救援路の確保 (4)道路の復旧 (5)交通施設の被害情報収集 (6)緊急輸送路の把握 (7)その他交通安全対策

部＜部長＞	班＜班長＞	分 担 業 務
産業部 ＜農林水産課長＞ 副部長 （農林水産課長補佐）	農林水産連絡班 ＜農林水産課長＞	(1)本部との連絡調整 (2)部内関係被害状況の取りまとめ (3)経済連等流通機関との連絡調整 (4)被害農林水産物の被害状況把握および応急対策 (5)漁港施設等の被害状況の把握および応急復旧 (6)治山、林道、耕地、農道等施設の被害情報収集および応急復旧 (7)被災家畜等の収容および防疫
教育部 ＜教育委員会 事務局長＞ 副部長 （教育委員会 事務局次長）	教育・食糧連絡班 ＜教育委員会 事務局長＞	(1)本部との連絡調整 (2)部内関係被害状況の取りまとめ (3)被災社会教育、文教施設の把握および応急復旧 (4)児童生徒の安否確認および被災教職員の把握措置 (5)県および関係機関との連絡調整 (6)被災児童生徒に対する応急教育教材、学用品の調達および供給 (7)授業再開検討・転入学 (8)被災地の児童生徒の保健管理 (9)被災地の学校給食 (10)社会教育施設の避難施設としての対応措置 (11)各種団体による救援隊の編成および派遣 (12)文化財の被害情報と応急保護対策 (13)応急食糧（主食・副食・飲料水等）の調達および確保・提供 (14)被災者、作業隊員に対する炊出
特命部 ＜今庄総合事務所長＞ ＜河野総合事務所長＞	特命班 ＜今庄総合事務所長＞ ＜河野総合事務所長＞	(1)住民等からの各種被災相談および要請対応 (2)被災者の避難状況確認連絡 (3)被災者生活再建支援 (4)原子力発電所との連絡調整 (5)土木部、産業部との助言および援助活動 (6)その他特命事項
ボランティア部 ＜社会福祉協議会事務局長＞	ボランティア班 ＜社会福祉協議会事務局長＞	(1)ボランティアセンターの設置および運営
消防部 ＜南越消防組合 南消防署長＞ 副部長 （南越消防組合 南消防署副署長）	消防班 ＜南越消防組合 南消防署長＞	(1)本部との連絡調整 (2)警報等の伝達 (3)管轄区域の警戒、巡視および報告 (4)被災地の警戒 (5)被災地における火災防御および人命救助 (6)非常通信、応急無線の設置・管理 (7)消防体制および消防活動の指導 (8)救急患者の輸送 (9)避難誘導 (10)その他被災地における応急作業

災害が広範囲にわたり今庄地区及び河野地区の両総合事務所に現地国民保護対策本部が設置された場合、部の副部長が班長になる。

今庄地区及び河野地区国民保護現地災害対策本部の編成及び事務分掌

部<部長>	分 担 業 務
総務住民安全部 生活企画室長	(1)国民保護対策本部との連絡調整に関すること。 (以下、「に関すること」省略) (2)職員の動員および配置。 (3)職員の出動状況および安否確認 (4)自治組織への指導、協力要請および連絡調整 (5)避難所開設依頼 (6)被災者への避難勧告・指示 (7)電気・ガス・電話の応急処理依頼 (8)必要物資の調達 (9)関係機関との連絡調整 (10)電話ファックスによる情報収集 (11)住民への国民保護措置に関する広報活動 (12)被災状況調査の取りまとめ (13)その他の情報収集 (14)尋ね人の相談 (15)被災者の確認および人的被害の調査、把握 (16)被災者名簿および要搜索者名簿の作成 (17)被災者の避難状況の記録および報告 (18)家屋等の被害状況調査 (19)在住外国人の総合窓口の開設 (20)その他、他の部に属さないこと。
厚生部 福祉推進室長 医療保健室長	(1)国民保護対策本部との連絡調整。 (2)災害救助法に基づく救助事務 (3)災害時における住民の消費生活に係る要望 (4)関連施設の被害情報収集 (5)災害時要援護者の被災状況把握および救助対策 (6)救護所の設置 (7)避難所の設置 (8)被災者の救護および相談受付 (9)災害時要援護者の救護および支援 (10)感染症の予防と防疫 (11)被災者の精神相談 (12)廃棄物の収集、処理および清掃 (13)関連施設の被害情報収集 (14)仮設トイレの設置および管理 (15)し尿の収集 (16)死体の収容、埋火葬および記録 (17)浴場の斡旋および提供、仮設風呂の設置 (18)医薬品等の調達および供給 (19)被災地における保育所児の安否確認 (20)被災地における保護所の開設運営 (21)福祉関係団体への協力要請 (22)保育所児、保護者の総合相談

部<部長>	分 担 業 務
産業土木部 地域振興室長	<ul style="list-style-type: none"> (1)国民保護対策本部との連絡調整。 (2)商工観光業関係の災害対策 (3)関連施設の被害情報収集 (4)旅行者の被災情報収集および支援 (5)被災者に対する特別貸付および災害弔慰金の事務 (6)緊急物資（衣料、寝具、燃料等）の調達および供給 (7)避難施設の被害状況把握および確保 (8)被災見舞品および緊急物資、救援物資等の保管施設の確保 (9)各部関連施設の利用者の被災状況把握 (10)水防応急対策・水防資機材の調達および管理 (11)河川水位の観測および河川情報の収集 (12)道路情報の収集 (13)山崩れ、なだれ、除雪対策 (14)公共土木施設の被害状況の取りまとめおよび応急対策 (15)橋梁およびダム情報 (16)公認協定業者への応援要請 (17)応急給水の実施 (18)水防活動の際、随時救援要員としての協力 (19)被災地の交通安全の確保 (20)避難路および救援路の確保 (21)道路の復旧 (22)交通施設の被害情報収集 (23)被害農林水産物の被害状況把握および応急対策 (24)漁港施設等の被害状況の把握および応急復旧 (25)治山、林道、耕地、農道等施設の被害情報収集および応急復旧 (26)被災家畜等の収容および防疫
教育部 教育委員会 事務所次長	<ul style="list-style-type: none"> (1)国民保護対策本部との連絡調整。 (2)被災社会教育、文教施設の把握および応急復旧 (3)児童生徒の安否確認および被災教職員の把握措置 (4)被災児童生徒に対する応急教育教材、学用品の調達および供給 (5)被災地の児童生徒の保健管理 (6)被災地の学校給食 (7)社会教育施設の避難施設としての対応措置 (8)文化財の被害情報と応急保護対策 (9)応急食糧（主食・副食・飲料水等）の調達および確保・提供 (10)被災者、作業隊員に対する炊出

各地区の人口・世帯数

今庄地区

(平成18年11月現在)

行政区名	0～14歳	15歳～64歳	65歳～	人口合計	世帯数
新北府	57	200	26	283	72
北府	35	103	31	169	50
山王	19	71	35	125	29
日吉	10	56	28	94	23
天王	11	51	25	87	25
湯尾・稻荷	6	44	24	74	22
八幡	9	33	25	67	19
湯尾・旭	25	96	41	162	45
八乙女	17	58	35	110	25
燧	9	39	24	72	21
社谷	18	56	26	100	20
湯尾合計	216	807	320	1343	351
久喜	10	57	23	90	26
長沢	7	18	14	39	12
馬上免	18	42	30	90	21
古木	23	82	78	183	55
上温谷	0	10	12	22	10
小倉谷	12	47	61	120	44
瀬戸	1	27	44	72	30
杉谷	8	38	36	82	24
杣木俣	0	1	7	8	6
宅良合計	79	322	305	706	228
荒目	71	198	109	378	110
藤倉	20	71	49	140	39
白鬚	5	61	58	124	47
梅ヶ枝	9	60	38	107	33
立石	11	89	53	153	48
観音	15	57	46	118	39
愛宕	20	72	53	145	49
今庄・旭	9	75	15	99	41
今庄・稻荷	31	83	41	155	43
栄	28	155	51	234	67
今庄合計	219	921	513	1653	516
南今庄	6	44	24	74	22
下新道	14	44	29	87	22
上新道	3	50	40	93	31
大桐	0	22	21	43	16
二ツ屋	2	24	18	44	12
鹿蒜合計	25	184	132	341	103
合波	14	70	39	123	35
大門	9	37	32	78	22
孫谷	7	32	27	66	20
板取	2	5	0	7	2
荒井	5	18	8	31	8
八飯	17	72	47	136	40
宇津尾	5	53	51	109	42
橋立	4	19	34	57	26
広野	5	38	26	69	22
榭谷	0	0	1	1	1
堺合計	68	344	265	677	218
計	607	2578	1535	4720	1416

南条地区

(平成18年11月現在)

行政区名	0～14歳	15歳～64歳	65歳～	人口合計	世帯数
東大道	109	392	154	655	175
西大道	91	439	124	654	179
東谷	36	100	52	188	49
清水	25	98	40	163	37
脇本	64	231	85	380	89
嶋	9	63	24	96	25
上平吹	43	120	50	213	42
日野	34	228	28	290	83
鋳物師	50	188	182	420	174
下牧谷	61	228	61	350	97
上牧谷	14	69	35	118	34
上野	88	322	136	546	133
堂宮	12	58	39	109	24
金粕	17	69	34	120	26
桜町	105	253	31	389	102
中小屋	18	65	52	135	40
阿久和	36	169	63	268	54
鯖波	31	151	63	245	70
奥野々	13	75	50	138	37
上別所	17	102	43	162	41
関ヶ鼻	15	59	25	99	26
計	888	3479	1371	5738	1537

河野地区

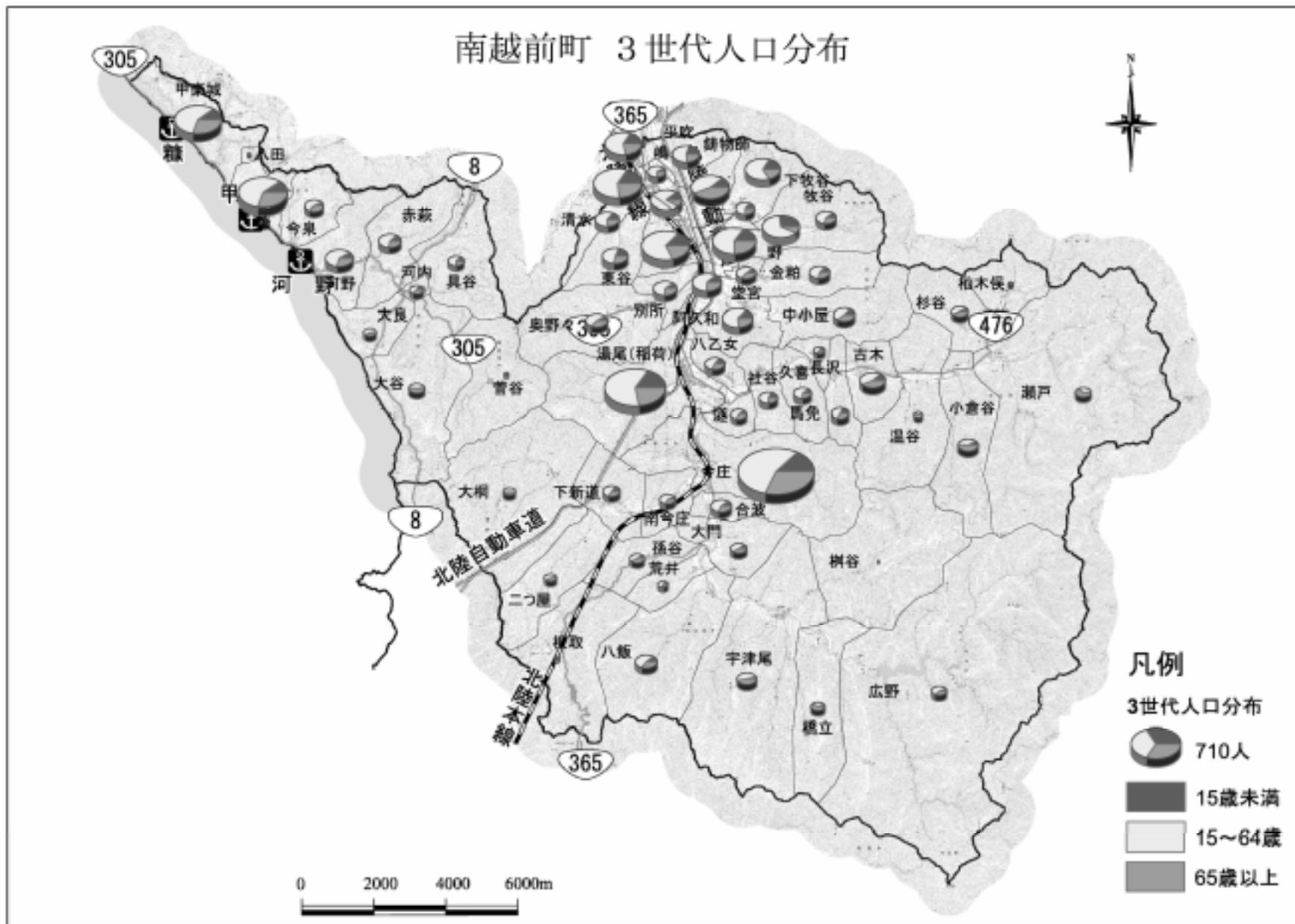
(平成18年11月現在)

行政区名	0～14歳	15歳～64歳	65歳～	人口合計	世帯数
大谷	3	33	38	74	23
大良	1	28	20	49	17
桜団地	34	61	1	96	26
河内	9	27	20	56	18
菅谷	1	4	1	6	1
具谷	10	46	19	75	19
赤萩	18	86	40	144	37
河野	21	134	63	218	75
今泉	8	54	37	99	33
甲楽城	73	371	188	632	190
糠	71	406	202	679	199
杉山	0	0	3	3	2
八田	0	1	2	3	2
計	249	1251	634	2134	642

避難施設一覧

整理 番号	名称	住所		連絡先		コンクリ ート造 (RC, SRCを 含む)	屋内部分 (㎡)	屋内収容 人員(人)	トイ レ	入浴 設備	シャ ワー 設備	給食 設備	バリア フリー 化の状 況	災害対策 の避難場 所の指定
		郵便番号	所在地	電話	F A X									
1	南越前町役場別館	919-0292	東大道 2 9 - 1	0778-47-3000	0778-47-3261	RC	1088.3	272				有	有	
2	南条地区公民館	919-0292	東大道 3 2 - 5	0778-47-3621	なし	RC	1393.9	558				有	有	
3	南条小学校	919-0292	東大道 1 9 - 5 4	0778-47-2026	0778-47-7020	RC	8201.9	715				有	有	
4	南条中学校	919-0292	東大道 3 2 - 8	0778-47-2025	0778-47-2915	RC	5401.5	738				有		
5	南条幼稚園	919-0292	東大道 1 9 - 4 9 - 3	0778-47-2029	0778-47-3008	RC	615.4	277				有		
6	南条保健福祉センター	919-0227	脇本 1 7 - 3 8 - 1	0778-47-3601	0778-47-3768	RC	2992.3	1272		有	有	有	有	
7	南条ふれあい会館	919-0227	脇本 2 5 - 1 9	0778-47-2835	なし	RC	738.5	295				有		
8	南条勤労者体育センター	919-0202	鋳物師 4 5 - 1 4 - 6	0778-47-2987	なし	RC	844.0	380				有	有	
9	南条保育所	919-0202	鋳物師 4 5 - 1 4 - 1	0778-47-2162	0778-47-2162	RC	1082.7	429				有		
10	南条文化会館	919-0203	牧谷 2 9 - 1 5 - 1	0778-47-3810	0778-47-7010	RC	1588.0	635			有	有	有	
11	花はず温泉そまやま	919-0214	中小屋 6 0 - 1	0778-47-3368	0778-47-3801	RC	4207.4	1052		有	有	有	有	
								6623						
12	湯尾小学校	919-0101	湯尾 8 8 - 2	0778-45-0067	0778-45-0147	RC	2505.2	352				有		
13	湯尾ふれあい会館	919-0101	湯尾 5 6 - 7 - 1	0778-45-0525	なし	S	326.8	131				有		
14	リトリートたくら	919-0116	古木 5 9 - 5 2	0778-45-1310	0778-45-1351	S	2183.0	546		有	有	有		
15	今庄小学校	919-0131	今庄 7 7 - 1 1	0778-45-0024	0778-45-0099	RC	3507.0	333				有		
16	今庄中学校	919-0131	今庄 2 7 - 2 0	0778-45-0058	0778-45-0843	RC	5571.7	1057				有		
17	今庄地区公民館	919-0131	今庄 7 4 - 1 4	0778-45-1111	0778-45-1237	RC	1433.1	573				有		
18	今庄保健センター	919-0131	今庄 8 4 - 2 4 - 1	0778-45-1417	0778-45-1913	RC	779.1	156		有	有	有	有	
19	今庄サイクリングターミナル	919-0131	今庄 8 5 - 2 - 1 8	0778-45-0073	0778-45-0009	RC	2099.2	525		有	有	有	有	
20	今庄地区公民館鹿蒜分館	919-0133	新道 2 4 - 2 5 - 1	0778-45-0355	なし	RC	191.7	77				有	有	
21	鹿蒜体育館	919-0133	新道 2 4 - 2 5 - 1	0778-45-0355	なし	RC	622.2	280				有		
22	青少年育成センターときめき	919-0125	宇津尾 2 6 - 1 1	0778-45-0358	0778-45-1348	RC	1641.7	410		有	有	有		
								4440						
23	桜橋総合運動公園	915-1105	赤萩 3 8 - 3 - 3	0778-48-2146	0778-48-2146	RC	1316.0	417			有	有		
24	河野地区公民館	915-1111	河野 1 5 - 1 6 - 1	0778-48-2111	0778-48-7722	RC	1246.0	498		有		有	有	
25	河野小学校	915-1113	甲楽城 1 3 - 1	0778-48-2130	0778-48-2585	RC	4378.6	556				有		
26	河野中学校	915-1113	甲楽城 4 8 - 2 2 - 1	0778-48-2120	0778-48-2081	RC	3783.4	672				有		
27	河野地区公民館甲楽城分館	915-1113	甲楽城 9 - 1 4 7 - 3	0778-48-2924	なし	RC	762.6	305				有		
28	河野保健福祉センター	915-1113	甲楽城 7 - 3 1 - 1	0778-48-2995	0778-48-7100	RC	710.9	230		有	有	有	有	
29	河野地区公民館糠分館	915-1114	糠 1 5 - 2	0778-48-3001	なし	RC	564.1	226				有		
								2904						

南越前町 3世代人口分布



武力攻撃やテロなどから身を守るために

目次

- 1 はじめに
- 2 警報が発令されたら
 - (1)武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動
 - (2)落ち着いて情報収集に努めましょう
 - (3)避難の指示が出されたら
- 3 身の回りで急な爆発が起こったら
 - (1)火災が発生した場合
 - (2)瓦礫に閉じこめられた場合
- 4 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点
 - (1)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
 - (2)弾道ミサイルによる攻撃の場合
 - (3)着上陸侵攻の場合
 - (4)航空攻撃の場合
 - (5)武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合
 - .化学剤が用いられた場合
 - .生物剤が用いられた場合
 - .核物質が用いられた場合
- 5 怪我などに対する応急措置
 - (1)切り傷などにより出血している場合
 - (2)火傷をしている場合
 - (3)骨折している場合
 - (4)ねんざしている場合
 - (5)かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合
 - (6)体に火がついた場合
 - (7)精神的ショックを受けている場合
 - (8)人が倒れている場合
- 6 日頃からの備え
 - (1)備蓄
 - (2)訓練への参加など

参考 国民保護あれこれ

1 はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃やテロなどが万が一起こった場合には、みなさんの安全を守るために、国や都道府県、市町村が連携し、対応することとしています。しかし、こうした事態が、いつ、どこで、どのように発生するのかを事前に予測することは極めて難しいうえに、多くの人々に影響を与えます。

実際にこうした事態に遭遇してしまった場合に、一人ひとりが混乱すると、対応の遅れや新たな危険を生じて、被害を拡大させないとも限りません。行政機関からの伝達事項やテレビ、ラジオの情報を十分に聞き、どのように行動すればよいかを判断するための正しい情報を把握することが重要です。また、地域や職場あるいは外出先の周囲の人々と協力しつつ冷静に行動することが危険を回避するために不可欠です。

そのためには、日頃から、こうした事態に遭遇した場合にどのように対応したらいいのか、その際に必要なものは何かなどについて、家族も含めて心得ておくこと、備えておくことが助けになります。

2 警報が発令されたら

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、市町村から原則として防災行政無線のサイレンを使用してみなさんに注意を呼びかけることとされています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生したあるいは発生するおそれがあるのか、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

また、住民のみなさんの避難が必要な地域には、同様な方法で避難を呼びかけます。

サイレン音については、国民保護ポータルサイト
(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)にてサンプル音をお聴きいただけます。

(1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動

屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。

屋外にいる場合

- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。

(2) 落ち着いて情報収集に努めましょう

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。

(3) 避難の指示が出されたら

行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。

行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意しましょう。

元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておきましょう。

頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。（非常持ち出し品についてはP.13を参照してください）
パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
家の戸じまりをしましょう。
近所の人に声をかけましょう。
避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

3 身の回りで急な爆発が起こったら

みなさんの身の回りで急な爆発が起こった場合は、警報が発令された、されていないに関わらず、以下のことに留意しましょう。

とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。

周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。

その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。

警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。

テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。

(1) 火災が発生した場合

できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。

口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。

(2) 瓦礫がれきに閉じこめられた場合

明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。

動き回って粉じんをかき立てないようにしましょう。口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。

自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩きましょう。

粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。

4 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴

突発的に被害が発生することも考えられます。

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。

核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

留意点

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

特徴

発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っていると警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられます。その後実際に弾道ミサイルが発射されたときはその都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイレン（P.2を参照してください）などにより注意を呼びかけることとしています。

弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。

(3) 着上陸侵攻の場合

特徴

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

留意点

攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも想定されます。

避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

(4) 航空攻撃の場合

特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難です。

都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

(5) 武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合

武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示にしたがって行動することが重要です。

i. 化学剤が用いられた場合

特徴

化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類され

ています。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。

特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なります。人から人への感染こそありませんが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。

触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。

国や都道府県、市町村などは連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、みなさんを安全な風上の高台に誘導するほか、そのままでは分解・消滅しないため、化学剤で汚染された地域を除染して原因物質を取り除く措置などを実施します。

汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要があります。

留意点

口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。

屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。

2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難しましょう。

汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要がありますが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがあります。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。

安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。行政機関の指示などにしたがって、医師の診断を受けましょう。

化学剤傷病者への治療は一刻を争います。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせる、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとった方が、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながります。

生物剤が用いられた場合

特徴

生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能です。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。

また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努めます。

行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行う、まん延防止の措置に従うことが重要となります。

留意点

口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。

屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。

屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。

また、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。

安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受けましょう。

身近に感染した可能性のある人がいる際には、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗いましょう。感染した可能性のある人も自らマスクをすることが大切です。

米国で発生した炭そ菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせずに可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報しましょう。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではありません。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報しましょう。

.核物質が用いられた場合

特徴

核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより放射線障害などの被害が生じます。

一方、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じませんが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらします。

留意点

核爆発の場合

閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないでください。とっさに遮蔽物の陰に身を隠しましょう。近隣に建物があればその中へ避難しましょう。地下施設やコンクリート建物であればより安全です。

上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難しましょう。

屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。

屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。

屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。

安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受けましょう。

放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

P.2「身の回りで急な爆発が起こったら」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。

爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などにしたがい医師の診断を受けましょう。

5 怪我などに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられます。怪我をしてしまった場合あるいは自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合や応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておきましょう。

(1) 切り傷などにより出血している場合

出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血しましょう。

骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くしましょう。

包帯を巻くときは患部を清潔に保ちましょう。

じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用しましょう。

(2) 火傷をしている場合

流水で患部を冷やしてください。

水ぶくれは破らないよう注意しましょう。

消毒ガーゼかきれいな布を当て包帯をしましょう。

やたらと医薬品を使うのはやめましょう。

(3) 骨折している場合

出血している場合はその手当てをしましょう。

負傷した箇所はあまり動かさないでください。

氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげてください。

可能であれば、添え木 を当て、骨折部分の上下を固定します。

さらに腕の場合は三角巾などで固定します。

添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できます。

(4) ねんざしている場合

氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげてください。

靴は添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定します。

三角巾を棒状にし、中央を足のうらにあて、足首に引き上げて交差させます

(手順 参照)。

三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通します

(手順 参照)。

三角巾の両端を足の甲に回して結びます(手順 参照)。



(5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

汚染された衣類は汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉しましょう。

水と石鹸で手、顔、体を洗いましょう。

(6) 体に火がついた場合

水や消火器により体についた火を消しましょう。これらが無い場合は、決して走ったりせず、手をつけて地面に転がりましょう。

(7) 精神的ショックを受けている場合

子供やお年寄りの近くには付き添うようにしましょう。

無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととりましょう。

(8) 人が倒れている場合

周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動しましょう。

以下に基づいて、意識があるかどうかを調べましょう。

呼びかけて返事はするか

話はできるか

手足を動かしているか

痛みに対して反応はあるか

意識に障害があることが分かった場合は、救急車を呼びましょう。

ただちに医師の診察が必要ですので、可能な限り救急車を呼ぶため「誰か救急車を呼んで」と助けを求めましょう。

むやみにゆすったり起こしたりしてはいけません。

意識がない場合は気道の確保が重要です。額に手を置きあご先を引き上げて、呼吸がしやすいように空気の通り道を確認します。口の中にもものがつまっていたらとりのぞきましょう。

呼吸が止まっていたら、すぐに人工呼吸を行います。

親指と人差し指で鼻をつまみ鼻の孔をふさぎます。大きく口を開けて静かに1回2秒かけて息を吹きこみます。

抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹きかけます。

2回吹き込んだら循環のサイン(呼吸運動、せき、

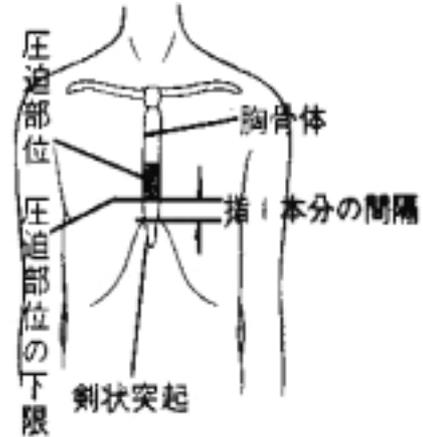


その他体動)を10秒以内に観察します。

人工呼吸を行っても循環のサインがない場合、心臓マッサージを行います。

手を重ね、胸部の側方の肋骨の縁に、人差し指と中指の2本の指を置きます。人差し指が顔側となるように置き、2本の指を、肋骨の縁に沿って最中央部に移動させます。さらに中指をくぼんだ所に置き、人差し指が六個打つの上となるようにします。さらに圧迫部位を確認した手を胸骨に置いた手の上に重ねます。両肘をのばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を3~5cm(成人)押し下げるように1分間に100回の速さで15回圧迫します。

15回圧迫後、人工呼吸(上記)を2回行います。この操作を一定の間隔で繰り返します。



、の方法は、8歳以上の方に実施して下さい。

6 日頃からの備え

(1) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

標準的な対応用品

非常持ち出し品

携帯用飲料水

食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレート等)

貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)

パスポートや運転免許証

ヘルメット、防災ずきん

軍手(厚手の手袋)

緊急用品

三角巾(包帯4号・6号が便利)

消毒ガーゼ、きれいなタオル

小さな子どもがいる
家庭は...

ミルク
紙おむつ
ほ乳びん

緊急用品として、外傷にも対応
できる各種用品、常備薬などを備
えておく

普段使っている物と同じ物を用意しておくと便利です。

飲料水 9リットル(3リットル×3日分)
ご飯(アルファ米) 4~5食
ビスケット1~2箱
板チョコ2~3枚
缶詰2~3缶
下着2~3組
衣類(ズボン上下、セーター、Tシャツ等)
アルファ米...一度炊いた米を乾燥させて
もので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、
非常食としても活用できる。

さらに・・・

攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合がありますので、これらについても備えておくことが大切です。

(2) 訓練への参加など

今後、国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓練を実施することになります。みなさまが、この冊子を十分に活用していただくとともに、訓練に参加いただくことにより、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができるものと考えております。今後とも国民保護についてみなさま方のより一層のご理解をいただけますよう、よろしく願い申し上げます。

参考 国民保護あれこれ

国民保護法とは

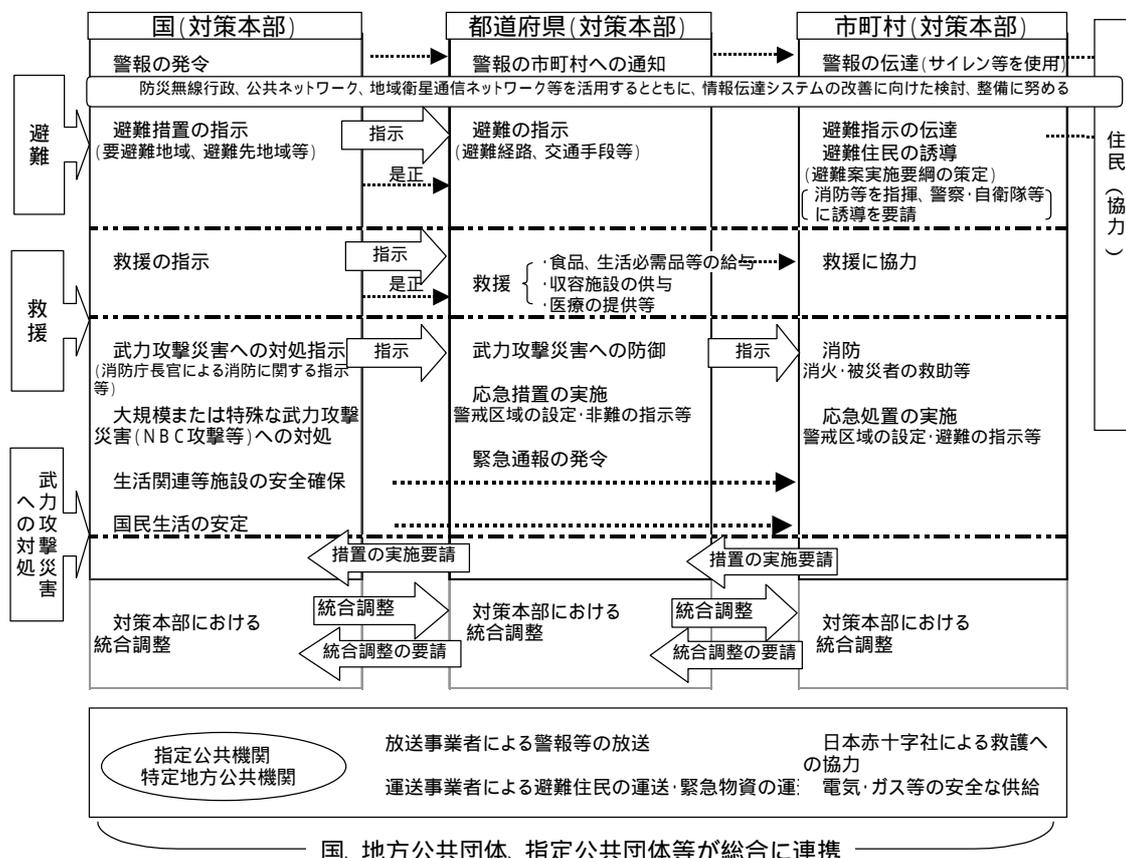
我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後 10 年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況も踏まえ、平成 16 年 9 月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、武力攻撃災害への対処の 3 つから構成されます。

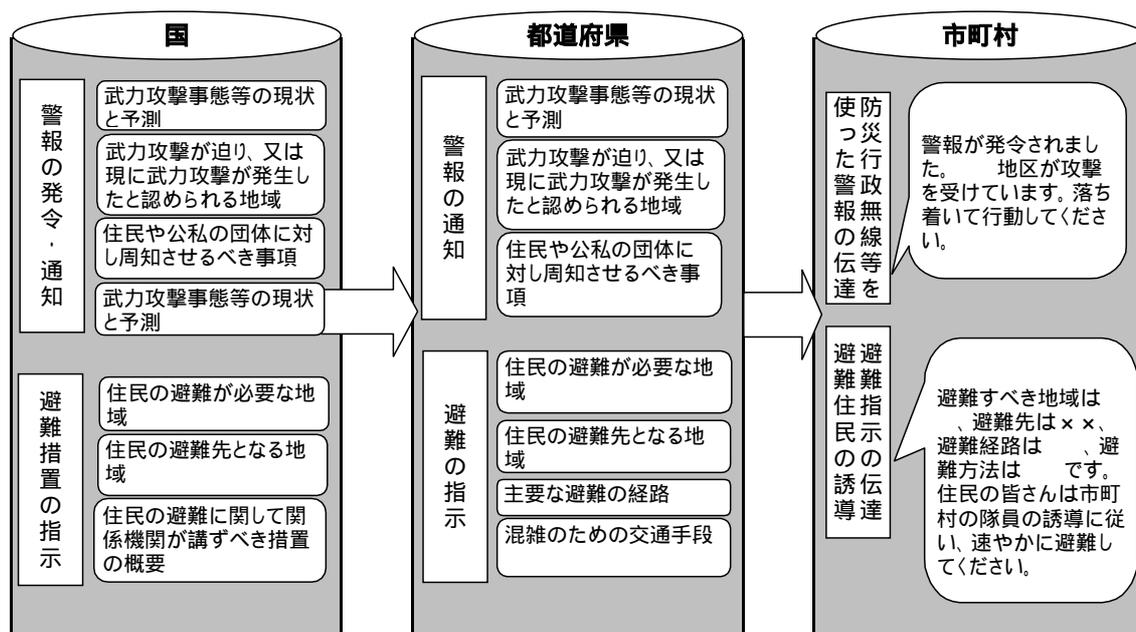


避難の仕組み

国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。

さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。

これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、皆さんに情報が伝達されます。



救援の仕組み

救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

- ・避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供します
- ・行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために、安否情報の収集や提供を行います。

武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

- ・ダムや発電所などの施設の警備や放射性物質などによる汚染拡大を防止します。
- ・住民が危険な場所に立ち入らないよう警戒区域を設定します。
- ・消火や被災者の救助などの消防活動を実施します。

指定公共機関の役割

指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実

施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。

指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。

国民の協力

国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。

国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。

住民の避難や被災者の救援活動の援助活動を行います。

消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助活動を行います。

保健衛生の確保に関する措置の援助活動を行います。

いざという時のため訓練に避難等に関する訓練の参加をします。

国民の権利および義務に関する措置

国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」（第5条第1項）、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」（第5条第2項）とされており、この原則に基づき、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。

・指定行政機関の長等は、原子炉の事業者等に対し原子炉や危険物質などによる危険防止のため必要な措置を講ずることを命令することができます。

・知事は、医療関係者に対して、医療の提供を要請し、正当な理由なく拒否したときは医療の提供を指示することができます。

・知事は、物資を取り扱う者に対し医薬品、食品などの物資について保管を命令し、売渡しを要請し、正当な理由なく拒否したときは収用することができます。

・知事は、土地、建物の所有者及び管理者に対し、収容施設又は医療施設を確保するため土地、家屋などを同意を得て使用し、正当な理由なく拒否したときは同意を得ないで使用することができます。

・知事及び市町村長は、土地、建物の所有者及び管理者に対し、武力攻撃災害への応急措置として土地、建物などを一時使用し、物件を使用又は収用することが

できる。

武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

着上陸侵攻	弾道ミサイル攻撃
<p>特徴</p> <p>船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</p> <p>航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。</p> <p>国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。</p>	<p>特徴</p> <p>発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。</p> <p>弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。</p>
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	航空攻撃
<p>特徴</p> <p>突発的に被害が発生することも考えられます。</p> <p>被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。</p> <p>核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。</p>	<p>特徴</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。</p> <p>都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。</p>

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態

をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

～ 攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・原子力事業所などの破壊
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破
爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。
- ・危険物積載船などへの攻撃
危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破
爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。

～ 攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例

- ・放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）
爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。
- ・生物剤の大量散布
人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。
- ・化学剤の大量散布
地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例

- ・航空機などによる自爆テロ
爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。

内閣官房 国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/> より